

播磨町 都市計画マスタープラン



未来につながる
持続可能なまちづくり
みんなでめざす
住みよい はりま

令和4年3月
播磨町

「播磨町都市計画マスタープラン」

の策定にあたって



播磨町は、令和3年4月より新たな総合計画を策定し「いいところいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」をキャッチフレーズに新たなまちづくり計画に取り組んでいます。

本町は自然豊かな歴史・文化資源と住環境が調和した兵庫県下で最小のまちです。また、コンパクトな住宅都市であると同時に大規模工場が数多く立地する産業都市でもあります。近年は、予測不可能な自然災害や世界規模での感染症の拡大など、目まぐるしく変化する社会情勢の中、それらに柔軟に対応できる安心・安全なまちづくり、持続可能なまちづくりが求められています。

本町は昭和、平成、令和の時代を経て令和4年に町制施行60周年を迎えます。本計画において「未来につながる持続可能なまちづくり みんなでめざす 住みよい はりま」を都市づくりの目標として設定し、住民と行政の協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました「播磨町都市計画マスタープラン策定委員会」の皆様をはじめ、ご意見、ご指導をいただきました住民の皆様、多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

播磨町長

清水ひろ子

目 次

第1章	はじめに	1
1	都市計画マスタープランの基本的事項	1
2	目標年次と計画範囲	2
3	計画の構成	2
第2章	播磨町の現状と計画の背景	3
1	播磨町の概況	3
2	上位・関連計画	18
3	都市づくりに関する社会潮流	20
第3章	目指すべき都市の将来像	22
1	都市づくりの課題	22
2	播磨町を目指す将来像	27
3	都市づくりの目標	28
4	将来人口（第5次播磨町総合計画より）	28
5	将来都市構造	29
6	都市づくりの基本方針	32
第4章	都市づくりの方針	33
1	土地利用に関する方針	33
2	都市交通に関する方針	36
3	都市環境および自然的環境に関する方針	39
4	市街地整備に関する方針	44
5	都市防災に関する方針	46
6	景観形成に関する方針	50
第5章	地域づくりの方針	52
1	地域区分の考え方	52
2	北部地域の方針	53
3	中部地域の方針	59
4	南部地域の方針	65
第6章	計画の実現化方策	70
1	住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進	70
2	効率的な都市計画行政の推進	73
3	都市計画マスタープランの進行管理	74
資料編		75
	策定経緯	76
	用語解説	78

第1章 はじめに

1 都市計画マスタープランの基本的事項

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

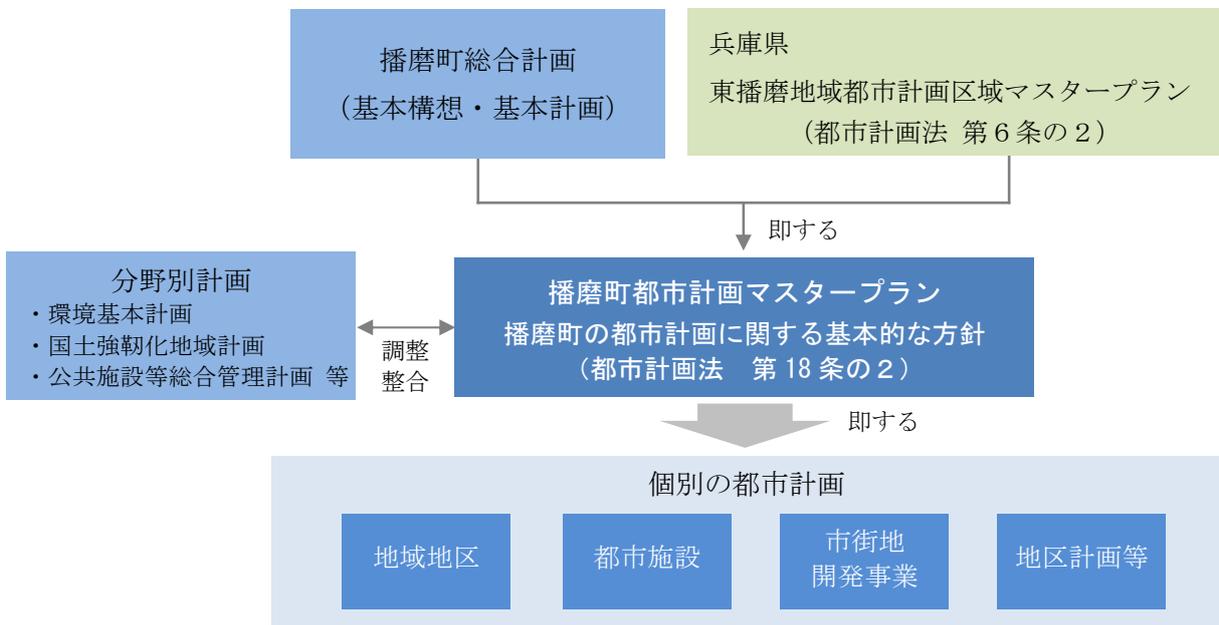
播磨町の最上位計画である「播磨町総合計画」に基づき、都市計画区域におけるより具体的な都市づくりの方針を定めるものが都市計画マスタープランです。

具体的な都市計画の決定や、土地利用、開発行為等の規制誘導、地域のまちづくりの推進などの取組は、この都市計画マスタープランに基づいて進められます。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランの位置づけは下図のとおりです。

都市計画マスタープランは、播磨町のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる播磨町総合計画および兵庫県が策定する東播磨地域都市計画区域マスタープラン（東播都市計画区域における土地利用や主要な都市計画の決定の方針などを体系的、総合的に示す「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即して定めることとされています。



(3) 策定の背景

播磨町では、平成10年3月に「住」と近代産業の「場」が共存・調和し、未来を拓く魅力ある職住交流文化都市・播磨」を将来像とする播磨町都市計画マスタープランを策定し、平成24年3月には、社会経済情勢等の変化に対応するため、新たな将来像を「閑静な住環境、緑の豊かさ、歴史・文化的な魅力、交通便利性など、町の“強み”が人を引きつける、未来につながる人間都市・播磨」として計画の見直しを行いました。

その後、さらに10年が経過し、世界的にSDGsが未来を考える際の重要なテーマとなり、コロナ禍を経て社会の在り方が変わろうとしている中、日本においては、人口減少・少子高齢化社会の到来や厳しさを増す財政状況など右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。また、地域活力の維持・発展に向けて、誰もが暮らしやすい、活動しやすいまちづくりを進める必要性が高まっています。

兵庫県においては令和3年に「東播磨都市計画区域マスタープラン」が改定され、播磨町においては目標年次が令和12年の「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」を将来像とする「第5次播磨町総合計画」を策定しました。

これらを踏まえた都市計画の基本的な方針として、実行・実現性のあるまちづくりを推進するため、播磨町都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

2 目標年次と計画範囲

(1) 計画期間

都市計画マスタープランは、おおむね20年先の都市の姿を見据えながら、今後10年間で優先的に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされています。計画には土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりの方針などを定めていますが、いずれも実現するには相当程度の時間を要するものばかりで、長期的な視点を持って継続的に取り組むことが求められます。

このため、本都市計画マスタープランで示す都市づくり・まちづくりの方針は、20年先の都市の姿を展望する中で、策定から10年後の令和14年（2032年）を目標年次とします。

(2) 計画範囲

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものです。播磨町は全域が東播磨都市計画区域に含まれるため、播磨町全域を計画範囲とします。

3 計画の構成

第1章 はじめに	都市計画マスタープランの基本的事項、目標年次と計画範囲、計画の構成
第2章 播磨町の現状と計画の背景	播磨町の概況、上位・関連計画、都市づくりに関する社会潮流
第3章 目指すべき都市の将来像	都市づくりの課題、播磨町を目指す将来像、都市づくりの目標、将来人口、将来都市構造、都市づくりの基本方針
第4章 都市づくりの方針	土地利用、都市交通、都市環境および自然的環境、市街地整備、都市防災、景観形成等に関する方針
第5章 地域づくりの方針	地域区分の考え方、北部地域、中部地域、南部地域の方針
第6章 計画の実現化方策	住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進、効率的な都市計画行政の推進、都市計画マスタープランの進行管理

(2) 歴史的条件

弥生時代後期から古墳時代初頭の国指定史跡「大中遺跡」をはじめ、古墳時代中期の県指定文化財の円墳「愛宕塚古墳」、4つの社が軒を近接して並行する特色ある社配置の「阿閑神社本殿」があります。また、大中遺跡に隣接して兵庫県立考古博物館、播磨町郷土資料館が整備されています。



大中遺跡



愛宕塚古墳



阿閑神社本殿



狐狸ヶ池と兵庫県立考古博物館



播磨町郷土資料館

(3) 人口

国勢調査による人口は平成7年以降、3万3千人台で推移しており、おおむね横ばいで推移しています。世帯数は増加しており、世帯あたり人口は減少が続いています。

年齢3区分別の人口構造をみると、年少人口の割合は、かつては減少傾向にあったものの平成22年以降は横ばいで推移しています。老年人口の割合は増加が続き令和2年で27.5%となっています。

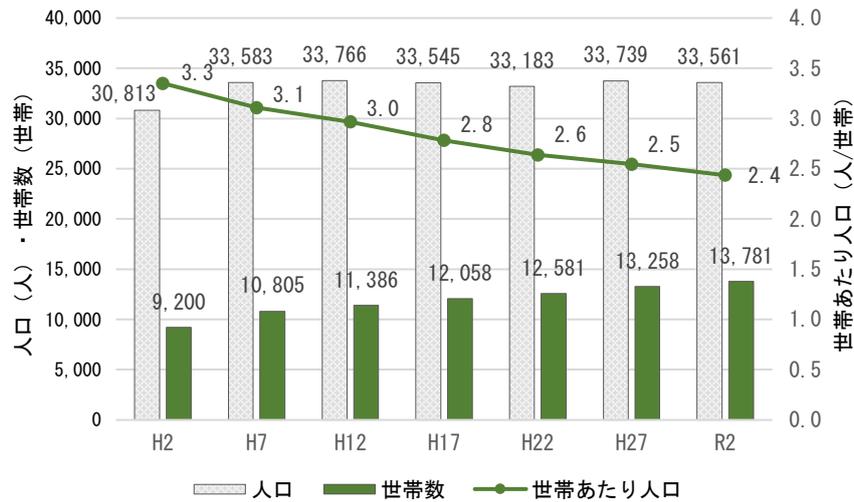


図 人口と世帯数の推移（5年ごと）

出典：播磨町統計書（国勢調査）

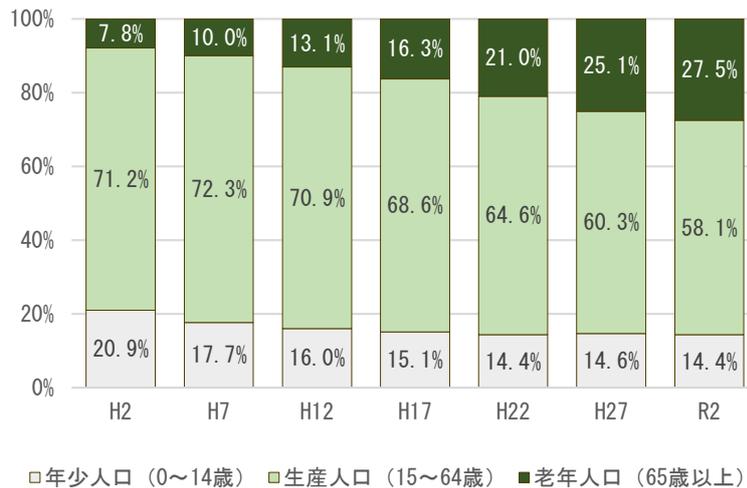


図 年齢3区分別人口の割合（5年ごと）

出典：播磨町統計書（国勢調査）

(4) 交通

①道路（国道・県道）

東西方向では、国道250号（明姫幹線）が町域中央を、県道明石高砂線（旧浜国道）が町域南部を通過しており、東は明石市・神戸市と、西は姫路市・加古川市と結んでいます。また、町域北側では、近接して国道2号と国道2号（加古川バイパス）が通っています。

南北方向では、県道本荘平岡線が西側の加古川市より国道250号（明姫幹線）を經由し、南側の県道明石高砂線に接続しています。

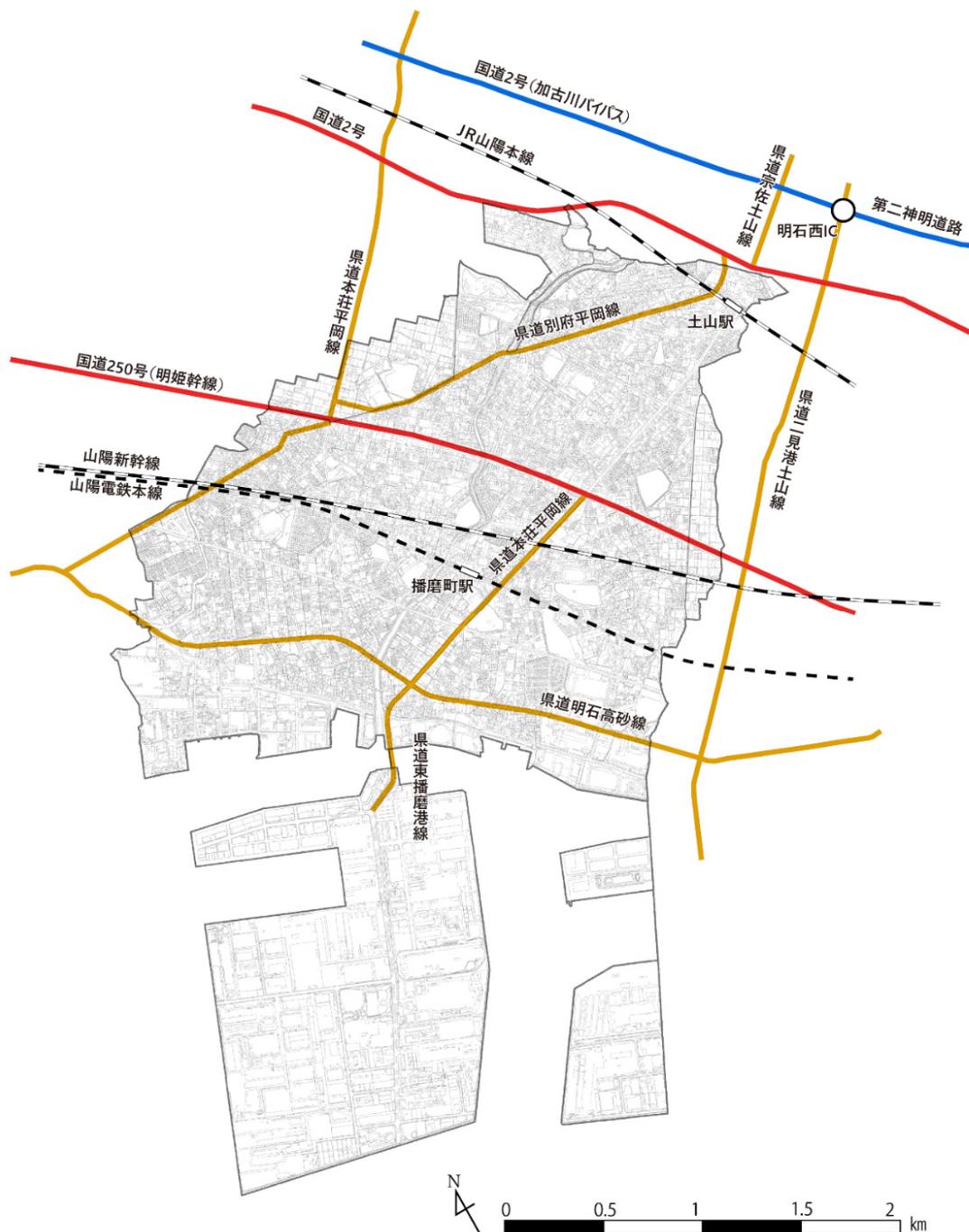


図 道路交通網

②道路（都市計画道路）

国道、県道を軸とした道路網が形成されており、播磨地域の臨海部に高規格道路である播磨臨海地域道路が計画されています。

また、住宅地等の一部の生活道路では、狭あい道路がみられます。

都市計画道路は9路線あり、二見尾上線、本荘加古線、大中二見線を除く6路線が整備済です。



図 都市計画道路

③鉄道

播磨町内には、J R土山駅と山陽電鉄播磨町駅の2駅があり、播磨町の玄関口となっています。それぞれの駅の近年の乗車人数は横ばいとなっています。

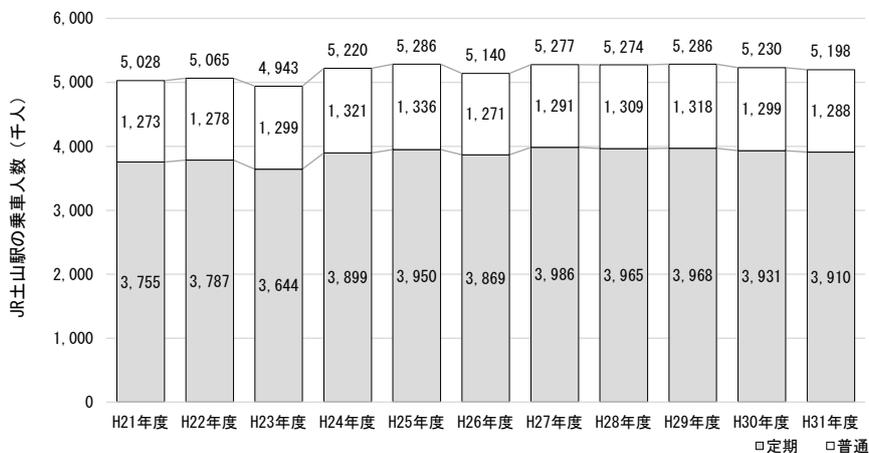


図 J R土山駅の乗車人員の推移

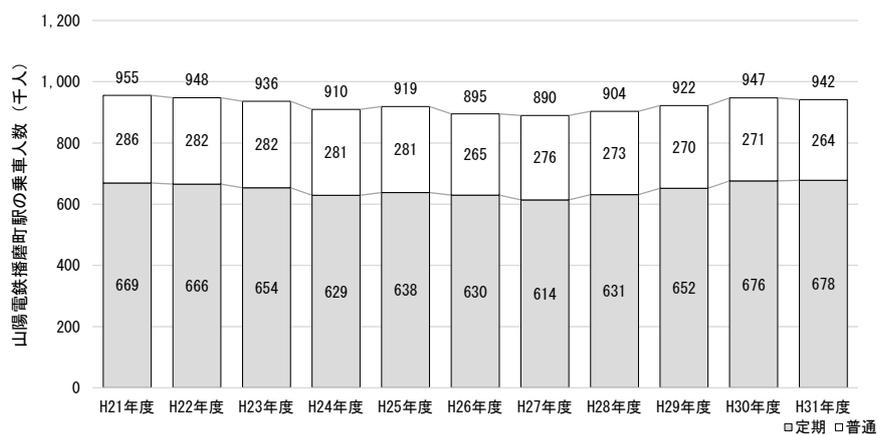


図 山陽電鉄播磨町駅の乗車人員の推移

出典：播磨町統計書（2020年版、2015年度版）

④バス

J R土山駅を起点として、路線バスが4路線運行されていますが、最寄りの駅やバス停が徒歩圏（駅 800m、バス停 300m）にないエリアもみられます。

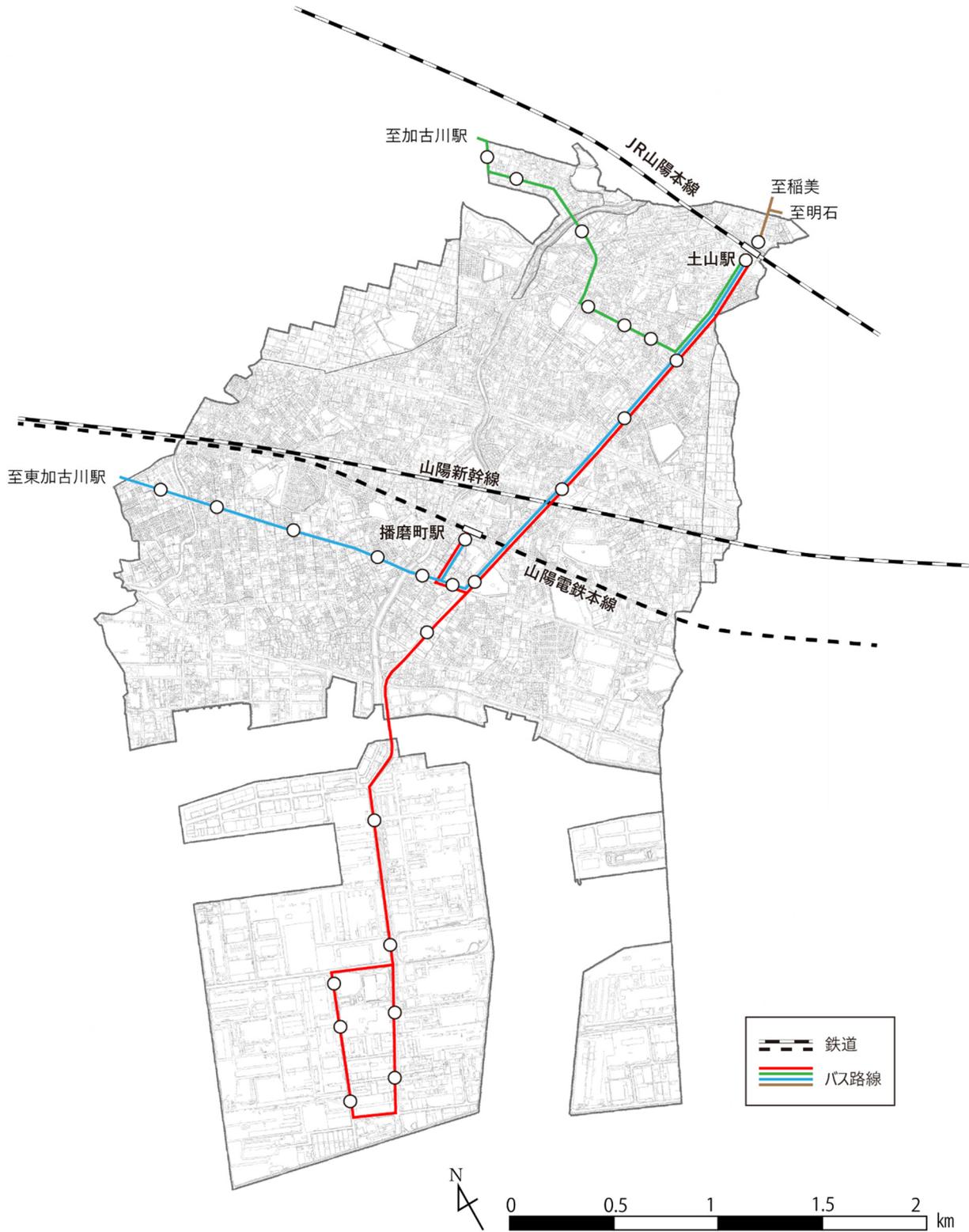


図 バス路線

(5) 産業

産業は、第2次産業、第3次産業が主たる産業となっています。近年は、製造業従業者数、製造品出荷額が増加傾向にあります。一方商店数や商店の従業員数、小売業および卸売業の年間商品販売額は減少傾向にあります。

表 製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	従業者1人あたりの 製造品出荷額等 (万円/人)
平成13年	87	4,746	20,519,063	4,323
平成14年	82	4,622	18,738,832	4,054
平成15年	82	4,486	18,546,848	4,134
平成16年	76	4,423	19,486,895	4,406
平成17年	73	4,429	19,920,911	4,498
平成18年	74	4,443	22,346,362	5,030
平成19年	75	4,757	22,331,565	4,694
平成20年	79	4,849	23,781,553	4,904
平成21年	79	4,885	20,205,287	4,136
平成22年	77	4,899	18,035,380	3,681
平成23年	80	4,431	18,784,771	4,239
平成24年	74	4,765	21,409,454	4,493
平成25年	77	4,650	18,409,454	3,959
平成26年	74	4,619	22,265,218	4,820
平成27年	—	—	—	—
平成28年	71	4,119	22,184,024	5,386
平成29年	68	4,847	21,264,512	4,387
平成30年	64	4,705	22,582,300	4,800
令和元年	64	4,900	25,157,773	5,134

出典：経済産業省「工業統計調査」

(播磨町統計書2010年版・2020年版)

※「工業統計調査」平成27年、28年は中止

※平成23年、平成28年は「経済センサス-活動調査」をもとに作成

※平成26年以前は12月31日現在の値

表 商店数・従業者数・年間商品販売額

	商店数(店)			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)		
	小売業	卸売業		小売業	卸売業		小売業	卸売業	
平成3年	339	294	45	1,360	1,117	243	33,222	15,927	17,295
平成6年	311	268	43	1,471	1,200	271	28,182	17,026	11,156
平成9年	286	244	42	1,485	1,174	311	33,191	19,414	13,777
平成11年	282	244	38	1,593	1,319	274	33,462	19,320	14,142
平成14年	264	222	42	1,659	1,330	329	35,817	17,920	17,897
平成16年	246	209	37	1,469	1,207	262	32,025	18,041	13,984
平成19年	214	179	35	1,313	1,117	196	27,534	16,932	10,602
平成26年	170	131	39	1,077	841	236	21,525	14,174	7,351
平成28年	147	111	36	1,056	821	235	22,060	13,000	9,060

出典：経済産業省「商業統計調査」

(播磨町統計書2020年版)

(6) 土地利用、建築動向

町の北部、中部は住居系、埋め立て地を含む南部は工業系、駅周辺や幹線道路沿道の一部は商業系の土地利用となっています。大規模な森林はないものの、公園・緑地、農地、河川、ため池、海辺といった個性的な自然環境が豊富にあります。



図 土地利用現況（平成 26 年時点）

建築動向は、平成 23 年以降、毎年 150～300 件程度の新築が行われており、平成 29 年から令和元年にかけては増加傾向にあります。

表 建築確認（新築）の状況

	建築確認件数
平成23年	285
平成24年	199
平成25年	193
平成26年	150
平成27年	209
平成28年	186
平成29年	145
平成30年	173
令和元年	252

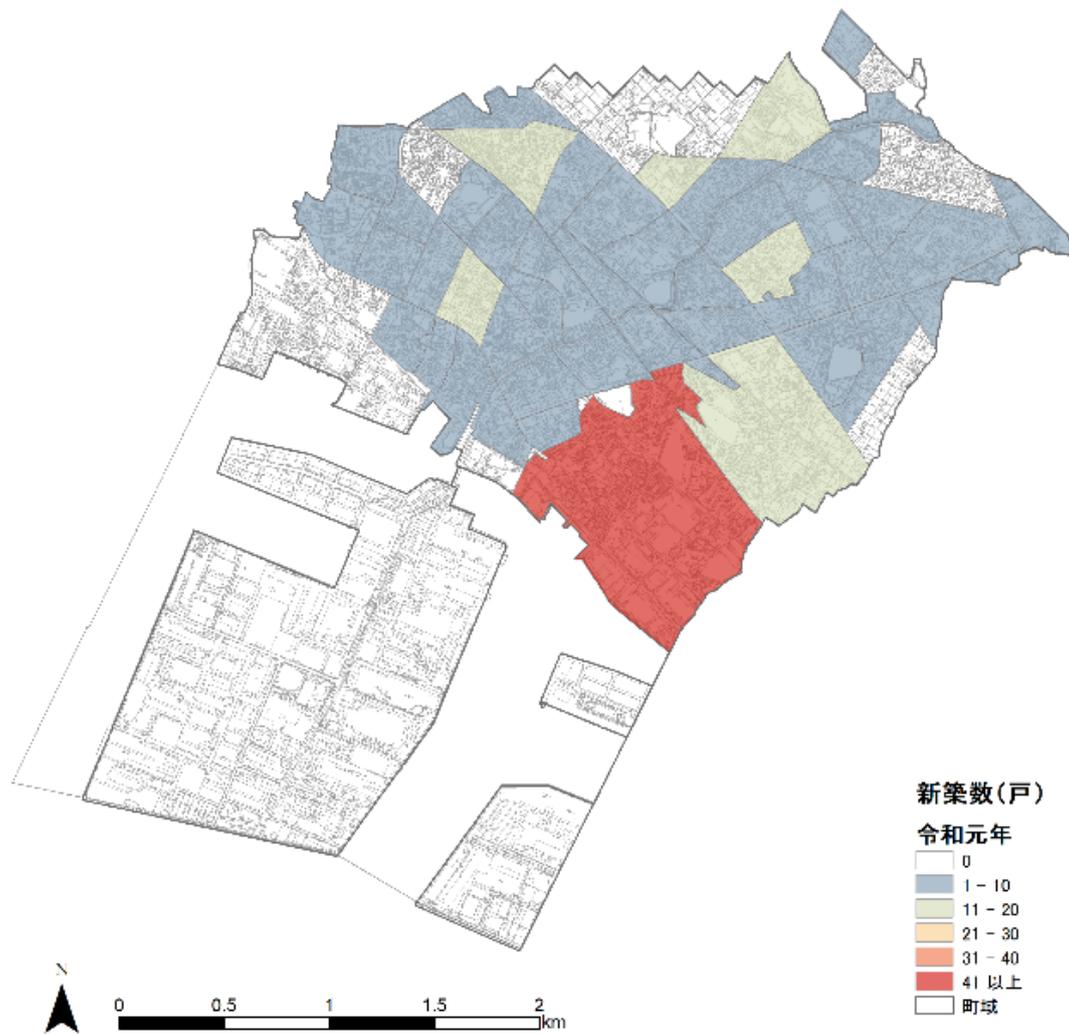


図 建築確認の状況

(7) 住民意向調査

〈調査の概要〉

播磨町の将来のまちづくり、お住まいの地域の状況などに関する住民の方の思いや考えを聞き、計画策定の検討材料とするため実施しました。

調査期間：令和2年10月16日～11月7日まで

調査対象：18歳以上79歳以下の播磨町民3,000名（無作為抽出）

調査方法：郵送配布・回収

回収率：46.5%（令和2年11月7日以降到着分も含む）

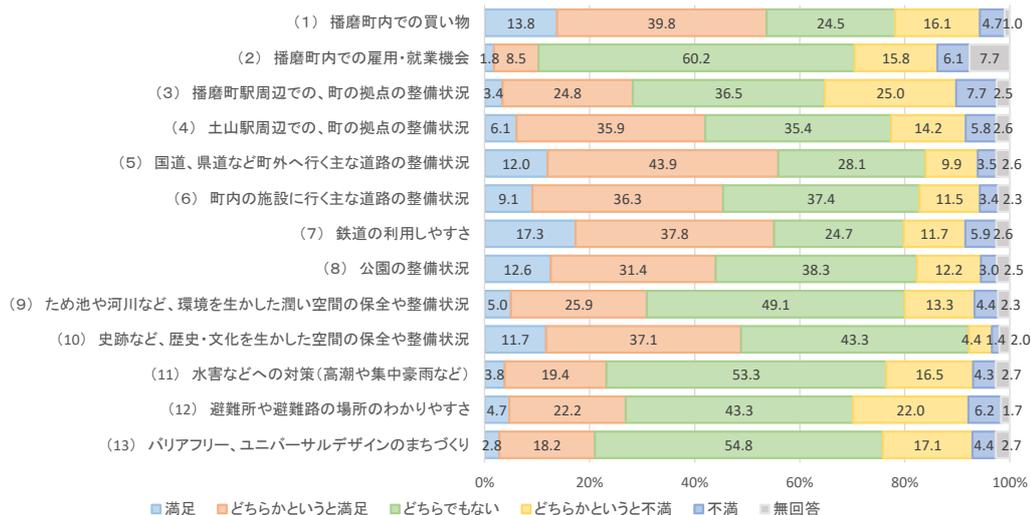
このほか、町内企業100社への事業者アンケート調査も実施しました（回収率45.0%）。

①播磨町の現状について

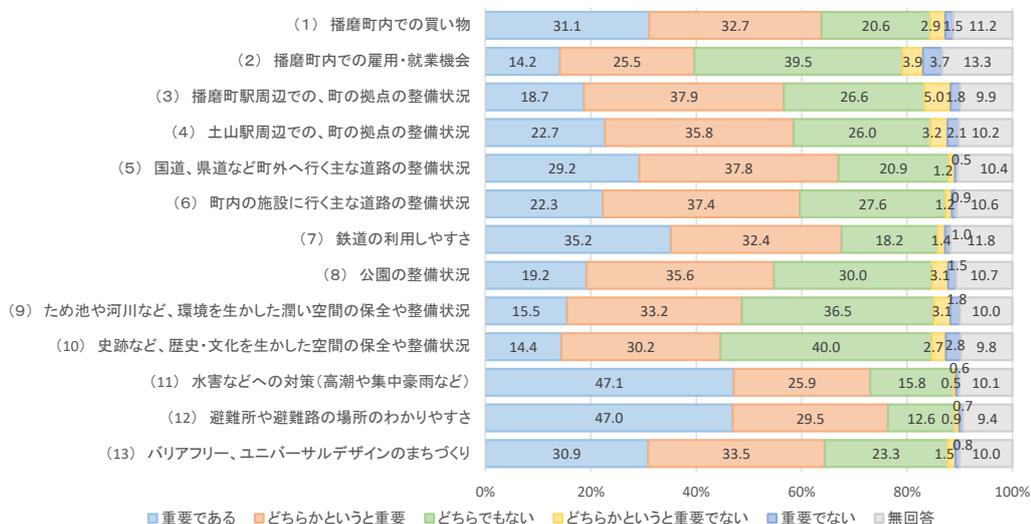
満足度について「史跡など、歴史・文化を生かした空間の保全や整備状況」、「国道、県道など町外へ行く主な道路の整備状況」は高く、「播磨町内での雇用・就業機会」、「播磨町駅周辺での、町の拠点整備状況」は低くなっています。

重要度については「水害などへの対策（高潮や集中豪雨など）」、「避難所や避難路の場所のわかりやすさ」など安心安全に関する項目が高くなっています。

問2 満足度
N=1,371



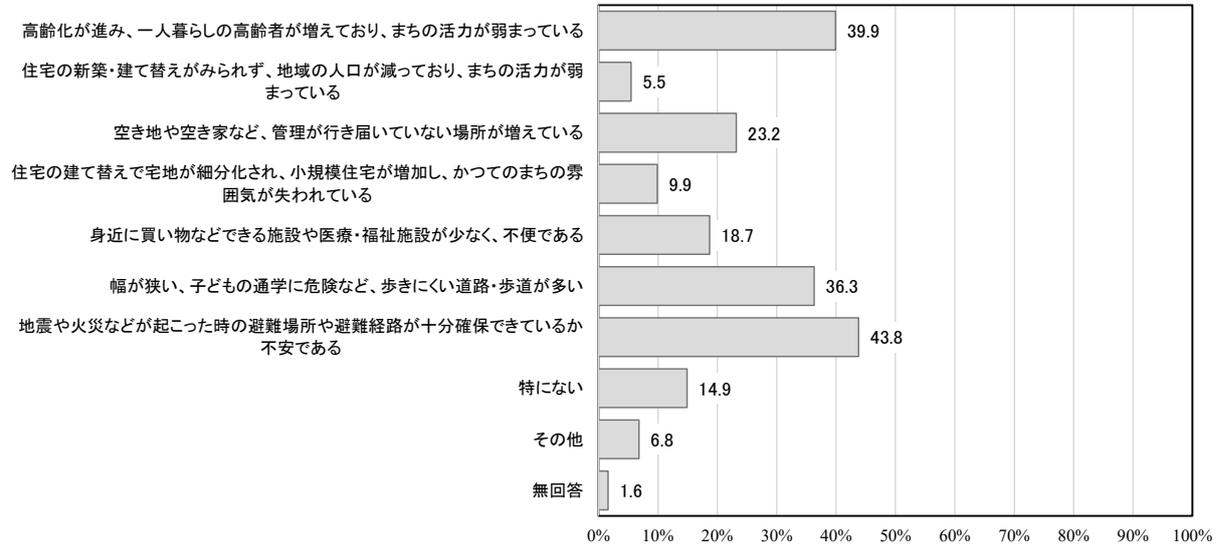
問2 重要度
N=1,371



②地域の住環境について生じている問題

「高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増えており、まちの活力が弱まっている」、「地震や火災が起こった時の避難場所や避難経路が十分に確保できているか不安である」が比較的多くになっており、高齢化に伴うまちのにぎわい低下や安全・安心に対し不安が多くなっています。

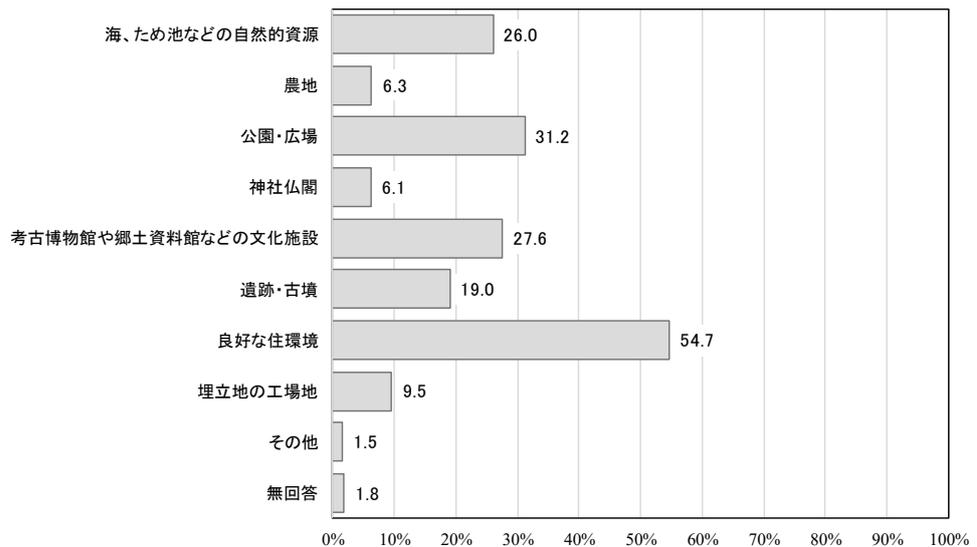
N=1,371



③播磨町にある地域資源で、これからも町の財産として大切にすべきと思うもの

播磨町の地域資源については、「良好な住環境」が54.7%と半数以上の回答者が選択しています。

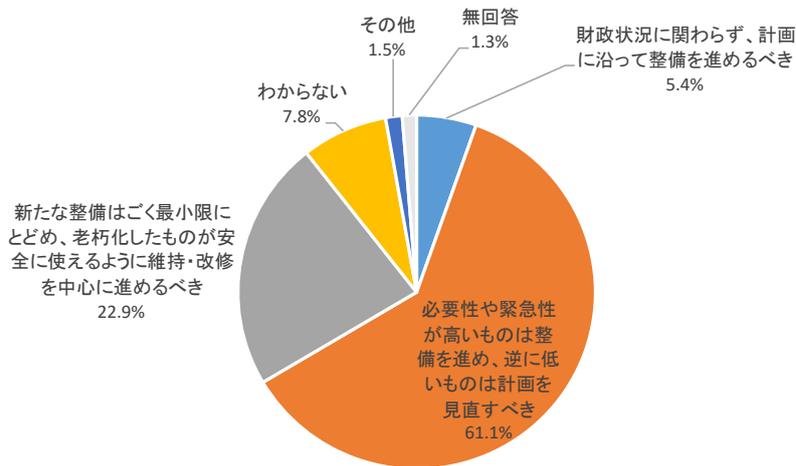
N=1,371



④まちづくりの考え方について

「必要性や緊急性が高いものは整備を進め、逆に低いものは計画を見直すべき」が6割以上の回答者が選択しています。次いで、「新たな整備はごく最小限にとどめ、老朽化したものが安全に使えるように維持・改修を中心に進めるべき」が2割以上の回答者が選択しており、ストックマネジメントへの移行傾向が現れています。

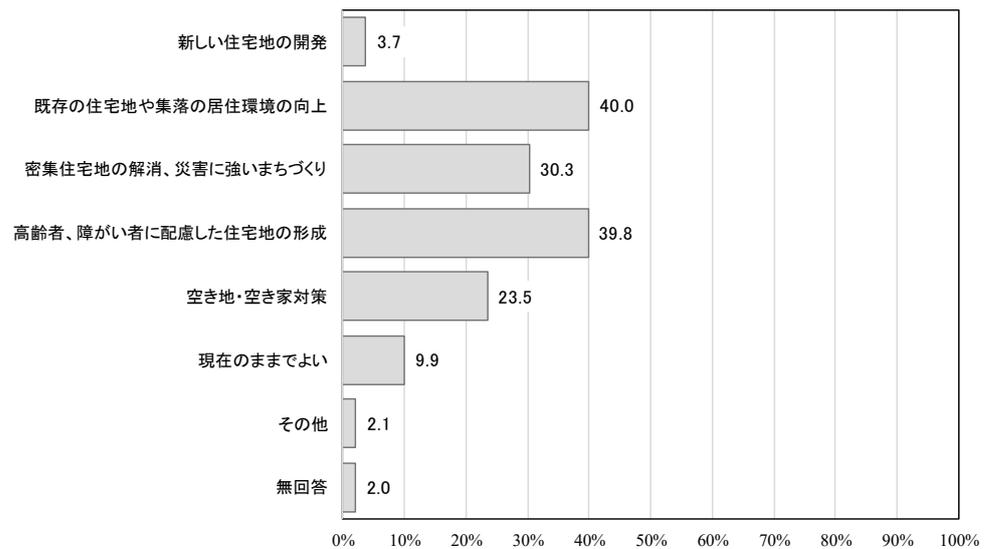
N=1,371



⑤住宅地・集落について

「既存の住宅地や集落の居住環境の向上」が最も多く、以下「高齢者・障がい者に配慮した住宅地の形成」、「住宅密集地の解消、災害に強いまちづくり」が3割以上となっています。

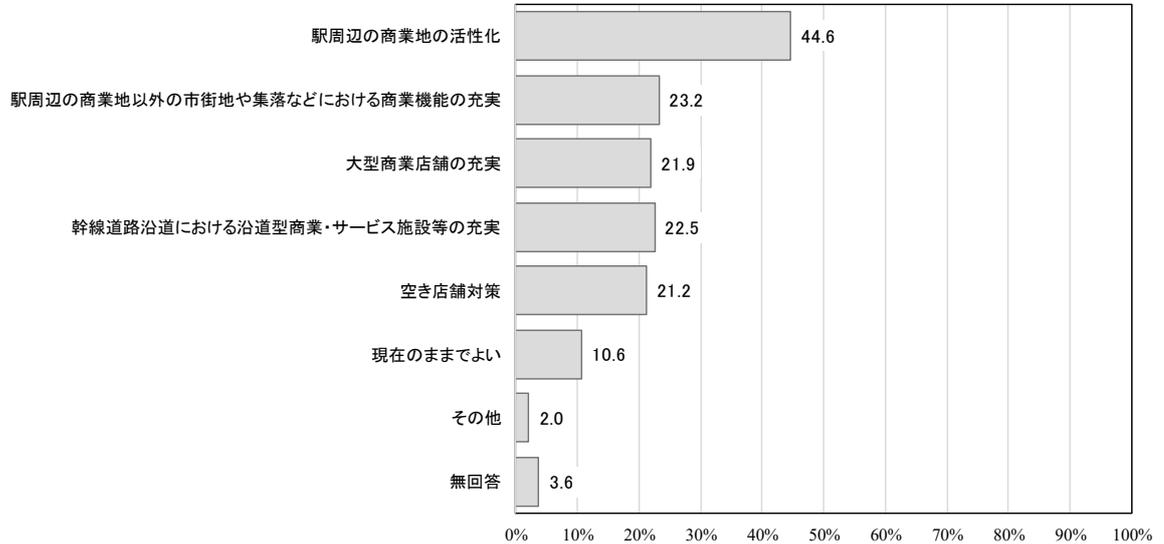
N=1,371



⑥商業地について

「駅周辺の商業地の活性化」が最も多く、駅周辺のまちづくりの必要性が伺えます。

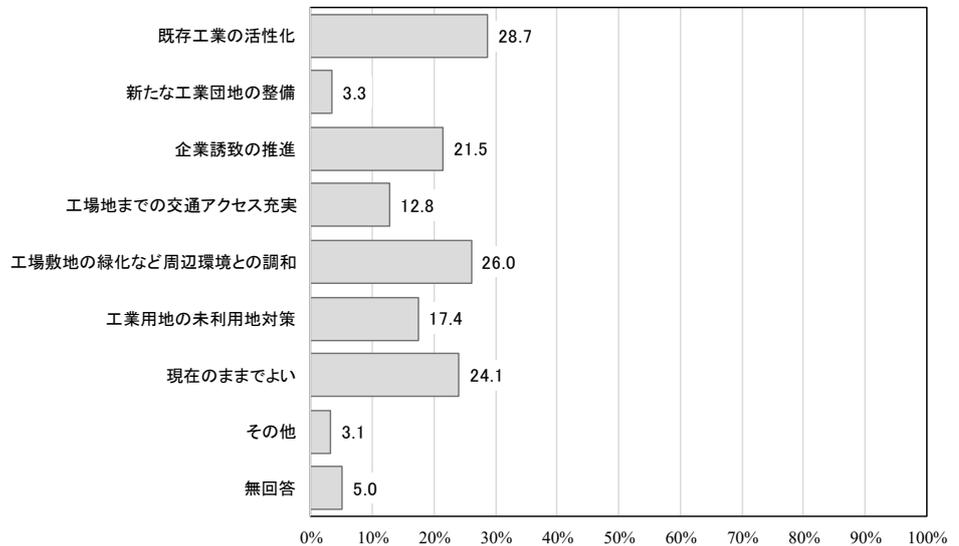
N=1,371



⑦工業地について

「既存工業の活性化」が28.7%と最も多く選択されており、「工場敷地の緑化など周辺環境との調和」も次いで多くなっています。

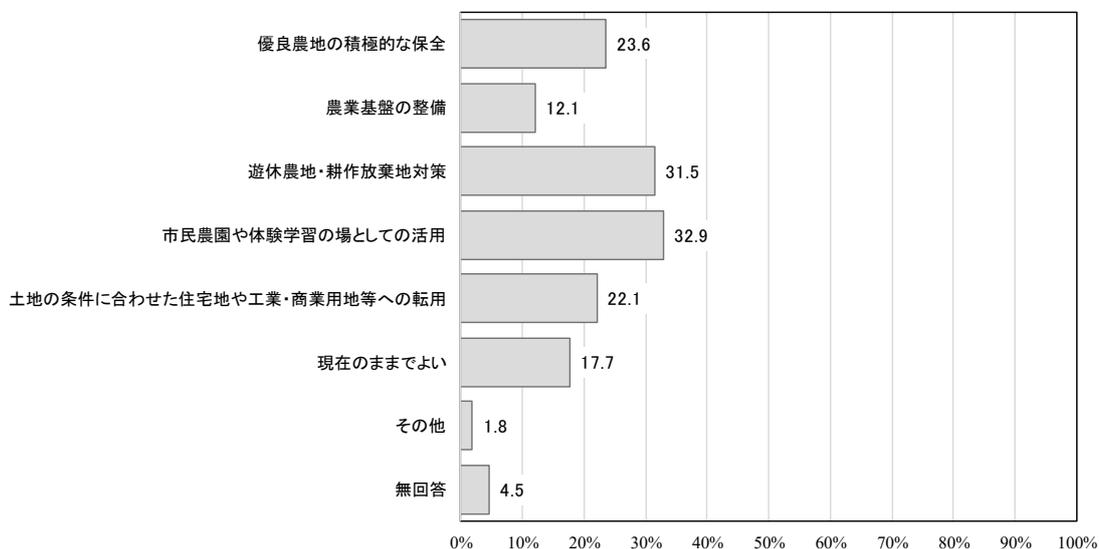
N=1,371



⑧農地について

「市民農園や体験学習の場としての活用」が32.9%と最も多く選択されており、「遊休農地・耕作放棄地対策」も次いで多くなっています。

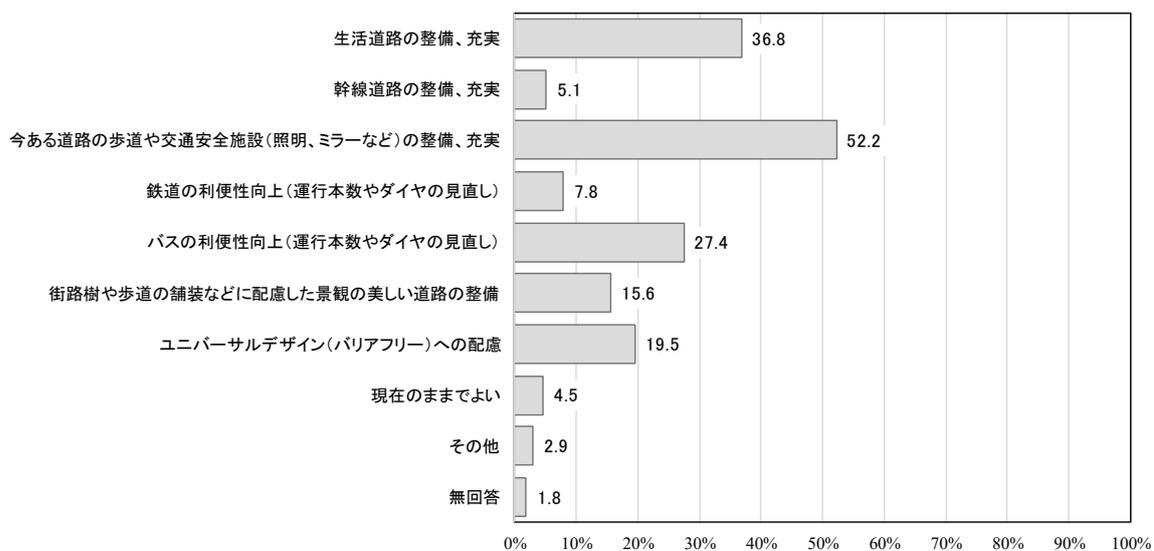
N=1,371



⑨道路・交通について

道路・交通では、「今ある道路の歩道や交通安全施設（照明、ミラーなど）の整備、充実」が半数以上となっています。以下、「生活道路の整備、充実」、「バスの利便性向上（運行本数やダイヤの見直し）」が続き、道路空間の整備と交通計画の再編が求められています。

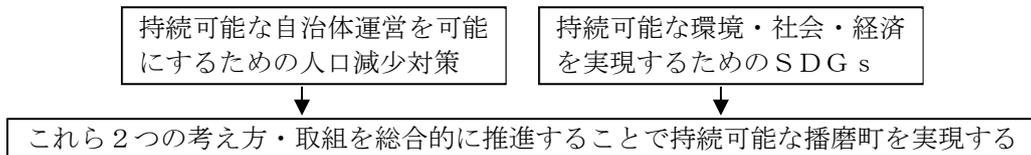
N=1,371



2 上位・関連計画

(1) 第5次播磨町総合計画（令和3年4月 播磨町策定 目標年次：令和12年（2030年））

●播磨町のめざす将来像（将来のまちの姿）



【将来像】

いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま

- ・日々の暮らしを快適で便利に過ごすことができるまち
- ・いつでも安心して暮らせるまち
- ・心安らぐふるさととして、いつまでも愛し、誇りに思えるまち

●将来人口

平成27年（2015年）：33,739人



令和12年（2030年）：約33,000人

●土地利用の構想

①住宅ゾーン

山陽新幹線より北側は低層住宅を中心として、また、同線南側を中低層住宅地域として、これらを緑豊かな住宅ゾーンとします。

②住商共存ゾーン

JR土山駅西側を住宅と商業が共存するゾーンとします。

③商業・業務ゾーン

JR土山駅周辺を人の集積するにぎわいのあるまちの拠点として、商業・業務ゾーンとします。

④シビックゾーン

山陽電鉄播磨町駅および役場庁舎周辺を人が集まり、ふれあい、交流する場としてシビックゾーンとします。役場をはじめ、中央公民館、図書館などの公共施設が集積する暮らしの拠点とします。

⑤沿道サービスゾーン

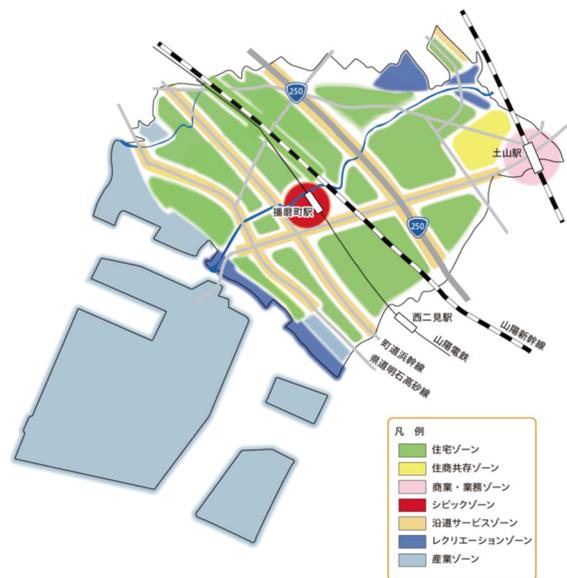
国道250号、浜幹線、土山新島線などの都市計画道路の沿線を沿道サービスゾーンとします。

⑥レクリエーションゾーン

大中遺跡を中心とする周辺地域や、喜瀬川河口から明石市側への臨海部をレクリエーションゾーンとします。

⑦産業ゾーン

阿閑漁港から加古川市側への臨海部および新島や東新島を産業ゾーンとします。



土地利用構想図

●基本政策

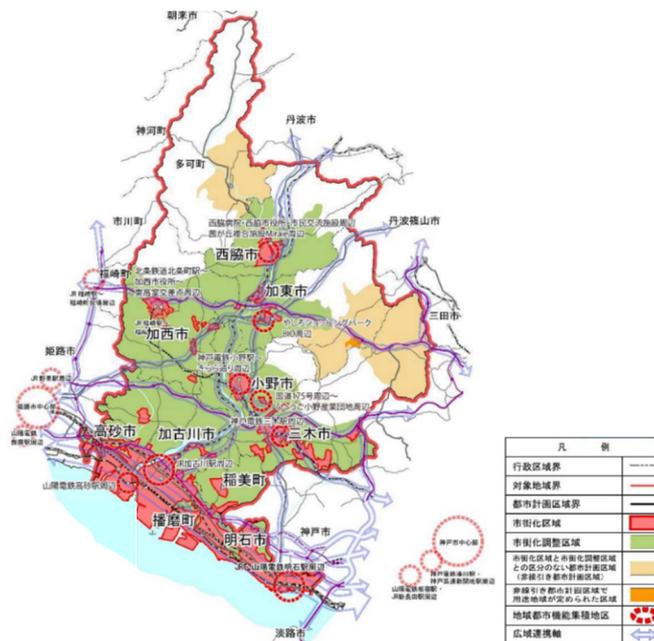
1. 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと
2. 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと
3. 多様な個性と夢をみんなでつなぐふるさと

(2) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン

(令和3年3月 兵庫県策定 目標年次：令和7年(2025年))

●都市づくりの基本理念

- (1) 安全・安心な都市空間の創出
 - ア 総合的な防災・減災対策の強化
 - イ 全員活躍社会の推進
 - ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進
- (2) 地域主導による都市づくり
 - ア エリアマネジメントの促進
 - イ 地域資源を生かした都市の活性化
 - ウ 民間投資の誘導
 - エ 情報ネットワーク等の活用
- (3) 持続可能な都市構造の形成
 - ア 地域連携型都市構造の実現



●東播磨地域の目指すべき都市構造

【臨海部】

国際競争力の強化を図る神戸市中心部や国際的な観光交流の促進を図る姫路市中心部との役割分担に留意しつつ、地域全体での都市機能の集積を図るとともに、基幹産業や新産業の立地を促進する。

【内陸部】

公共交通の利便性の向上と利用者の確保に配慮しつつ、隣接する地域都市機能集積地区間において都市機能の相互補完を図るとともに、既存産業団地等への産業立地、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道等における新たな産業団地の形成を促進する。

【市街地エリア】

利便性の高い駅周辺の土地の高度利用等を図り、一定の人口を維持するとともに、住宅地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当な農地の保全・活用を推進する。また、土砂災害特別警戒区域等の自然災害の発生のおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。

【市街地以外のエリア】

地域主導による集落の機能維持や地域の活性化を促進するとともに、コミュニティバス等により市街地エリアの都市機能集積地区等との連携を維持・確保し、活力を維持する。

3 都市づくりに関する社会潮流

(1) 集約型都市構造の形成

急激な人口減少や少子高齢化の進行を背景として、すべての人が安心して暮らし続けられる居住環境の維持や、持続可能な都市経営が大きな課題となっています。

商業、福祉・医療等の生活利便施設や住宅が拠点周辺にまとまって立地し、公共交通により各拠点を結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により、集約型都市構造の形成を進めるため、平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

また、人口減少により、小さな敷地単位で空き地が散発的に発生する「都市のスポンジ化」の進行が懸念されています。

(2) 持続可能な社会への対応

2015 年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。

SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、持続可能な社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標であり、第 5 次播磨町総合計画においても「持続可能な環境・社会・経済を実現するための SDGs」の考え方で持続可能な播磨町の実現を目指すこととしています。



(3) 激甚化する自然災害への対応

近年の災害の頻発化・激甚化を背景に、災害などにより、経済、暮らしが致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつレジリエントな（回復力、弾力性のある）都市構築の取組が広がっています。平成 26 年には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、災害への対応が推進されています。

播磨町においては、令和 2 年 6 月に「播磨町国土強靱化地域計画」を策定しています。

(4) 気候変動への対応

2015 年の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において、気候変動に関する世界

全体の長期目標である「パリ協定」が採択されました。また、2018年10月の「IPCC」（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、「気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂排出量を正味ゼロにすることが必要」と示されました。

我が国においては、平成30年の気候変動適応法の制定や、令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言など、気候変動の緩和・適応の両面から総合的な取組が進められようとしています。

（５）新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大は、人々の生命や健康を脅かし、経済・社会全体のあり方や人々の行動様式・意識など多方面に波及しています。

こうした中、令和2年8月に国土交通省都市局が公表した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」では、「都市という場の重要性や都市における機能の集積の必要性は変わらず、新型コロナ危機を踏まえても、引き続き、都市の国際競争力強化、ウォーカブルなまちづくりによる魅力向上、コンパクト・プラス・ネットワークの推進、スマートシティの推進に取り組んでいくという大きな方向性には変わりはない」とされています。その上で、今後の都市政策においては、「テレワークの進展に伴う職住近接のニーズ増加への対応、都市をめぐる環境の変化に対応できる柔軟性・冗長性を備えたまちづくり、ゆとりあるオープンスペースの充実・ウォーカブルなまちづくりなどが重要である」との方向性が示されています。

（６）シェアリングエコノミーの拡大

場所・乗り物・モノ・人・お金など、個人等が保有する活用可能な遊休資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活動であるシェアリングエコノミーの拡大が進みつつあります。

ICTの普及により、これまで見えなかった個人のモノ等に関する情報がリアルタイムに共有され、利用者が容易に検索できるようになったことや、注文・決済などのサービスの利便性が高まってきたこと等により、国内の市場規模は今後も大幅に拡大することが予測されています。

（７）訪日外国人観光客等の増加

近年、日本を訪れる外国人旅行者は大きく増加してきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年時点では大幅に減少していますが、人口減少により我が国の経済成長率の低下が懸念されている中、外国人旅行者は、国内の需要減を補う新たな需要として期待されています。

外国人旅行者の受け入れのため、また、増加している外国人住民が安心して暮らせるよう、情報の多言語化等が求められています。

（８）地域主体、官民連携のまちづくりの活発化

ライフスタイルの多様化や法制度の改正などを背景に、住民や事業者の地域のまちづくりへの関心が高まりつつあり、まちづくり会社やNPOなどの民間組織がまちづくりに取り組む事例が増加しています。また、取組を自立的・継続的にするため成果や収益を地域に還元するといった視点も重要になりつつあり、官民連携の促進のための制度も充実してきています。

第3章 目指すべき都市の将来像

1 都市づくりの課題

播磨町の現状・動向や上位計画等を踏まえると、今後の都市計画区域の都市づくりにおいては、以下の課題に対応していく必要があります。

(1) 持続可能な都市づくり

<現状>

播磨町の人口は、国勢調査によると平成7年から令和2年までほぼ横ばいであり、住民基本台帳による人口も平成26年以降、横ばいの傾向にあります。一方で世帯数は一貫して増加が続いており、一世帯あたりの人員は平成2年で3.3人だったのが令和2年には2.4人に減少しました。65歳以上の高齢者人口比率は平成2年の7.8%から令和2年には27.5%となり、単身世帯の増加、核家族化・少子高齢化が確実に進行しています。

こうした世帯の小規模化、少子高齢化等の傾向は今後も続いていくものと予想されることから、それらに対応した都市のあり方が問われています。

第5次播磨町総合計画において「持続可能な自治体運営を可能にするための人口減少対策」と「持続可能な環境・社会・経済を実現するためのSDGs」の考え方で持続可能な播磨町の実現を目指すこととしており、人口対策やSDGsのゴールの実現に向けた都市づくりの各分野からの取組を推進することとしています。



野添北公園

<課題>

- 人口減少や人口構成の変化に対応した持続可能な都市の実現に向け、播磨町の特長である都市のコンパクトさを生かした都市構造や土地利用のあり方を展望することが必要です。
- 公共施設、都市施設等については、必要な整備を行うとともに、長寿命化を図るなど既存のもの活用を図っていくストックマネジメントを重視していくことが必要です。
- 高齢者の増加や通勤・通学手段の確保等の観点等から交通拠点や周辺市街地等との移動の利便性を確保するため、道路ネットワークの充実や公共交通ネットワークの維持が求められます。
- 公共施設、都市施設等のユニバーサルデザイン化など全ての人々が安心して生活できる環境づくりが必要です。
- 定住人口の確保に向けて良好な居住環境づくりに努めるとともに、播磨町の魅力や特長を情報発信していくことが重要です。
- 今後とも人口減少や少子高齢化が進行する市街地においては、地域の担い手不足などによる日常生活機能やコミュニティの維持、また、空き家等の増加による地域環境への対応が必要です。

(2) 都市のにぎわいと活力の創出

<現状>

J R土山駅周辺には、商業施設などの様々な都市機能が集積しています。また、町域の約3割を占める人工島の新島、東新島には数々の大規模工場が立地しており、播磨町の自立性と成長力を支える産業拠点が形成されています。

市街化調整区域において、農地は後継者不足などにより資材置き場等への転用が見られますが、令和2年度より「農地バンク」の利用が可能となったことから、「農地バンク」を活用した担い手への農地の集積・集約化を進めています。

播磨町は、大中遺跡などの歴史・文化資源があり、県立考古博物館などの文化施設も立地しているほか大中遺跡公園や海沿いの望海公園など個性的な公園も多く、播磨町の魅力を高める要素となっています。



Bivi 土山

<課題>

- J R土山駅周辺では、都市機能の充実や拠点としての魅力の向上などによるまちのにぎわい創出と利便性向上が必要です。
- 農地については、農作物の生産だけでなく、都市における様々な役割を持つ緑のオープンスペースとして保全を図っていく必要があります。
- 自然、歴史・文化資源等の観光的な活用等によって町内外の連携・交流活動を促進するとともに、町内経済の活力創出につなげていく必要があります。

(3) 良好な住環境の形成

<現状>

市街地では、宅地開発が進み戸建て住宅等が増加しています。しかし、十分な基盤整備が行われないまま宅地開発がされてきたところもあります。また、近年では、一部で空き家の増加や住宅の老朽化が進みつつあります。一部の住宅地では地区計画が指定されており、良好な住環境の形成が図られています。

住民意向調査からは、大切にすべき地域資源として「良好な住環境の形成」と回答した方が多くなっていることから住環境に対する意識が高いことがわかります。

<課題>

- 既存の住宅地については、主に若い世代にとって住みたくなる、住み続けたくなる安全・安心で良好な住環境の形成に向けた、生活基盤の充実や低未利用地の有効活用、空き家対策、地域コミュニティの育成などが必要です。
- 新たな居住ニーズに対応するため、計画的で良質な住宅地の整備が必要です。
- 農地については、防災や景観形成など様々な緑のオープンスペースとしての役割があることを踏まえつつ、農業振興施策を進めつつ農業の生産環境や居住環境の維持・保全を図っていくことが必要です。

(4) 都市基盤・交通ネットワークの整備、維持・管理

<現状>

国道、県道を軸とした道路網が形成されており、播磨地域の臨海部に高規格道路である播磨臨海地域道路が計画されています。

J R土山駅周辺の一部では交通渋滞が発生しており、安全・安心で円滑な道路体系とすることが求められています。また、住宅地等の生活道路においては、一部で狭い道路があります。

公共交通ネットワークとしては、J Rおよび山陽電鉄が通っており、J R土山駅を起点とした路線バスが運行されていますが、最寄りの駅やバス停が徒歩圏（駅 800m、バス停 300m）にないエリアも存在します。

<課題>

- 駅周辺の都市機能の利便性向上や周辺市街地との交通ネットワークを維持・充実していく必要があります。
- 道路基盤については、老朽化対策を含めた適切な維持・管理を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- 交通空白地帯を解消していく必要があります。
- 播磨臨海地域道路の整備と合わせてアクセス道路の整備を進めていく必要があります。
- 播磨臨海地域道路へのアクセス道路沿道の土地利用促進を図る必要があります。

(5) 自然資源と歴史的文化的資源の保全・活用

<現状>

近年、環境問題、自然保護に対する意識が高まる中、緑の役割への期待が高まっています。播磨町には、大規模な森林はありませんが、公園・緑地、農地、河川、ため池、海辺などの個性豊かな自然環境が豊富に存在しています。これらの自然環境は身近に自然に触れられる場の提供や緑豊かな住環境の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりや防災、観光などの観点からも重要な要素となっています。

住民意向調査では、大切にすべき資源として、「公園・広場」、「考古博物館や郷土資料館などの文化施設」、「海、ため池などの自然的資源」が比較的多く回答されておりこれらの地域資源の保全が求められています。

主な公園としては、大中遺跡や県立考古博物館等と一体的に整備された大中遺跡公園や大型アスレチック遊具等のある野添北公園、海沿いに立地し多目的グラウンドやバーベキューサイト等を含む望海公園などがあります。



大中遺跡公園

<課題>

- 河川やため池、海辺などの自然環境を魅力ある地域資源として保全するとともに、観光・交流、環境学習等の面から活用していく必要があります。

- 市街地においては、周囲の緑と調和したまちなみ形成を図るとともに、公園・緑地などを身近な緑として整備、維持・管理し、潤いある生活空間づくりに活用していく必要があります。
- 公共交通や歩行者ネットワークの形成、ライフスタイルの変革などの様々な面から、過度に自動車に依存することなく暮らすことができる脱炭素型のまちづくりを進めていく必要があります。
- 点在する歴史・文化資源については、播磨町を代表する地域資源として周辺地域との調和を図りつつ、観光や地域学習などの面から活用を図っていく必要があります。

（６）人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化への対応

＜現状＞

人々の価値観、ライフスタイルの多様化が進み、生活様式や事業活動に変化が見られます。「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する方向に変化しつつあり、地方圏の若者の地元定着志向、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住、高齢者の郊外から中心部への回帰など住まいのあり方も多様化が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークが一般化し、ソーシャルディスタンスの重要性が認識され、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるライフスタイルが定着しつつあります。今後、起こりうる非常事態や未知のライフスタイルにも、柔軟に対応できるまちづくりが求められています。

＜課題＞

- 心の豊かさを実感でき、多様なライフスタイルに対応できる快適な都市づくりが求められます。
- 感染症への対策を前提とした空間づくりや社会行動等が求められます。

（７）まちの安全・安心の確保

＜現状＞

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、播磨町内においても家屋の半壊や人が負傷するといった被害がありました。今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの地震や、地震に伴う津波などによる被害も懸念される中、地震・津波への備えを充実させ、被害を最小限に抑えるための取組が求められています。

また、台風や集中豪雨などの風水害による浸水被害も過去に発生しており、兵庫県が公表した浸水想定によると、1000年に一度クラスの大雨や台風が発生した場合、町内の広範囲が浸水するとされているため、風水害への備えも重要であると言えます。

その他、市街地に残る狭あい道路や少子高齢化に伴う災害時要援護者の増加などの防災面での課題があります。



蓮池小防災学習

<課題>

- 河川や下水道の維持・整備などによる治水対策を充実させるとともに、堤防等の点検を行う等、適切な維持・管理を図る必要があります。
- 浸水状況を的確に把握し、既存排水施設の活用等を図りながら効果的に事業を進める必要があります。
- 建築物の耐震対策、狭あい道路の拡幅、老朽化した都市基盤施設の更新などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。
- 道路や公園においては、それぞれの特性に応じてバリアフリーやユニバーサルデザインなどの安全対策を進めていく必要があります。
- 住宅密集地においては、道路やオープンスペースなどの防災空間を確保していく必要があります。
- 地域防災計画に基づく防災体制の充実を図るとともに、災害が発生した場合は円滑な復興が進むよう周辺市町との連携も含め復興事前準備に取り組む必要があります。
- 住民の防災・減災にかかる意識の向上と、住民主体による防災まちづくりの取組が必要です。

(8) 住民、事業者、行政による協働のまちづくりの推進

<現状>

地方分権の進展や住民ニーズの多様化などを背景に、地域の課題に対応するための地域コミュニティレベルのまちづくりが重要になりつつあります。

都市づくりにおいても住民、事業者、行政が互いに参画し、協働するまちづくりを推進していくことが求められます。



北池クリーンキャンペーン

<課題>

- 住民、事業者の参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。
- 行政が持つまちづくりに関する情報の公開、住民・活動団体との連携による取組の推進が必要です。
- 住民の合意に基づいて、それぞれの地域の特性にふさわしいまちづくりを進めていく施策や仕組みづくりが必要です。
- 住民の交流を促進しつつ、地域のまちづくり活動の促進に向けたコミュニティの活性化が必要です。

2 播磨町の目指す将来像

播磨町の目指す将来像（将来のまちの姿）は、都市計画マスタープランの上位計画である第5次播磨町総合計画において、次のように定められています。

（第5次播磨町総合計画 第1章 播磨町の将来像より）

将来像

**いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！
みんなでつくる ふるさと はりま**

将来像は、播磨町の10年後がこんなふうになりたいと願うまちの姿です。

将来像のイメージは次のとおりです。

☆日々の暮らしを快適で便利に過ごすことができるまち

暮らしを支える都市基盤が便利で利用しやすくなり、活力ある産業と身近な自然を感じながら、笑顔で快適に暮らしています。

☆いつでも安心して暮らせるまち

地域で支え合うことができるまちで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせるまちになっています。

☆心安らぐふるさととして、いつまでも愛し、誇りに思えるまち

播磨町に関わる全ての人に「ふるさと」として愛されています。恵まれた風土と歴史に愛情と誇りを持ち、一人ひとりが自分らしくいきいきと過ごしています。

3 都市づくりの目標

先の「播磨町の目指す将来像」を踏まえ、都市づくりの目標を設定します。

播磨町は9.13km²とコンパクトでありながら、歴史・文化が息づき豊かな自然が残るゆとりとおいしいのある住宅都市であると同時に大規模工場が数多く立地する産業都市でもあります。

播磨町の都市づくりは、先人が築き上げてきたこのまちを自然や歴史から学びつつ、さらに磨きをかけるとともに、まちが抱える、あるいは将来抱えるであろう課題の解決を図りながら、持続可能で魅力ある都市を目指すものです。

播磨町の将来像である「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」に基づき、恵まれた自然や歴史、これまでに整備してきた施設等を活用しながら、社会の変化や住民、事業者の多様化するニーズに柔軟に対応しつつ、人口減少社会においても将来にわたり持続可能な都市を目指して

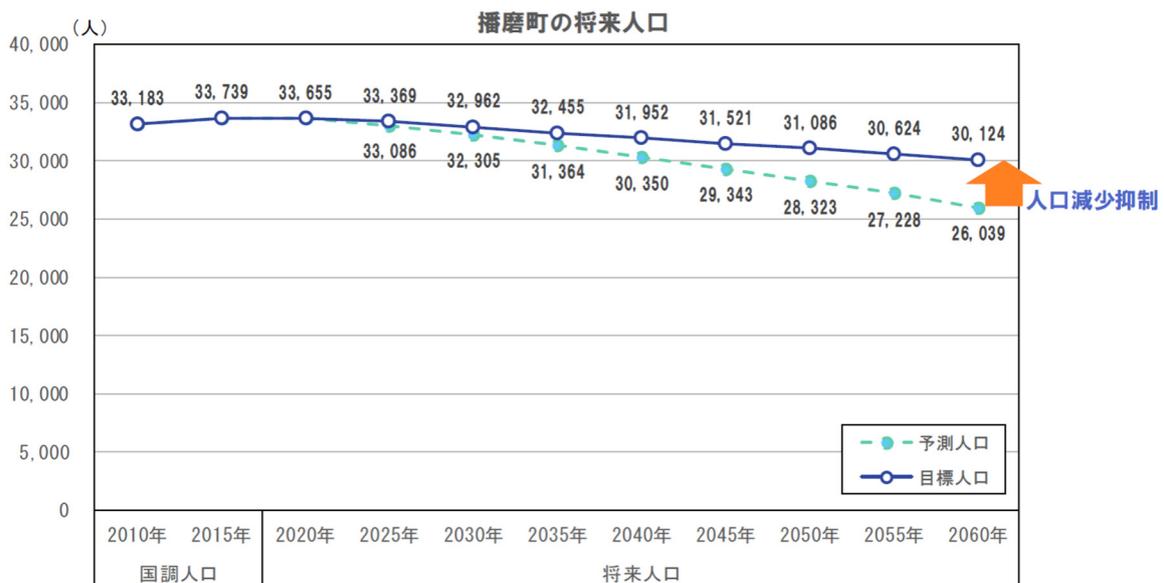
「未来につながる持続可能なまちづくり みんなでめざす 住みよい はりま」

を都市づくりの目標として設定します。

4 将来人口（第5次播磨町総合計画より）

全国的な少子高齢化や人口減少を背景に、播磨町の将来人口についても、平成27年（2015年）の国勢調査結果までを踏まえた国立社会保障・人口問題研究所の推計や平成27年（2015年）以降の播磨町の人口動向に基づき見通すと、今後の人口減少対策等を想定しない場合、令和12年（2030年）には32,305人程度にまで減少することが想定されます（予測人口）。

こうした状況の中、播磨町では、まちの魅力や定住環境の向上等を図る人口減少対策に取り組み、目標人口を令和12年（2030年）には約33,000人規模を維持することを旨とし、様々な取組を通じて、少子高齢化についても改善を図っていきます。



5 将来都市構造

都市づくりの目標の実現に向けた、将来都市構造を設定します。

将来都市構造は、播磨町の将来の姿を示すものとしてその地域にふさわしい土地利用の方向を示す「エリア」、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」とそれらをつなげる「軸」の3つの要素により表します。

地域特性を生かしたエリア（土地利用）をベースに、拠点に様々な都市機能を集約させ、軸により連携を図る形の都市構造を目指します。

将来都市構造図



拠点	機能
シビック拠点 	山陽電鉄播磨町駅および役場庁舎周辺を「シビック拠点」として位置づけ、交通結節機能や行政・文化施設等の立地を生かしながら、利便性が高く多様な交流が生まれる拠点としての都市機能の充実を図ります。
にぎわい拠点 	通勤、通学等の利用客が多く、商業施設等が集積している J R 土山駅の周辺を「にぎわい拠点」として位置づけ、交通結節点としての利便性を高めるとともに、商業機能などの生活利便機能の充実を図ります。
いこいの拠点 	主要な公園について、それぞれの特性を生かしつつ、緑豊かな住民の憩いやレクリエーション、防災などに関する拠点としての機能の充実を図ります。

軸	機能
まちのシンボル軸 	J R 土山駅と役場、新島を結ぶ南北幹線である土山新島線～県道東播磨港線～町道新島中央幹線沿いを「まちのシンボル軸」として位置づけ、播磨町の主要拠点を結ぶシンボル軸にふさわしい、良好で質の高い沿道の土地利用と景観形成を図ります。
広域連携軸 	東播地域の東西幹線である国道 250 号（明姫幹線）沿いを「広域連携軸」として位置づけ、住民だけでなく通過者にも播磨町の良さを感じてもらえるような、便利で快適な土地利用と良好な景観形成を図ります。
水と緑の回遊軸 	主要な公園や河川沿いの散策路等で構成される「水と緑の回遊軸」の形成を図ります。水と緑豊かな住宅都市である播磨町の魅力を地域住民の協力を得ながら創出するよう散策路や休憩設備等の充実を進め、水と緑のオープンスペースとしてのうるおい空間の魅力向上と連続性の強化を図ります。

エリア	機能
低層住宅エリア 	主に山陽新幹線より北側の住宅地「低層住宅エリア」として位置づけ、日照、通風の良さや豊富な公園・緑地、ため池など、良好な環境を生かした緑豊かな低層住宅を中心とする住宅地の形成を図ります。
一般住宅エリア 	主に山陽新幹線より南側の住宅地「一般住宅エリア」として位置づけ、基盤整備等により、暮らしの安全性と利便性を高めつつ、中低層住居を中心とする良好な住宅地の形成を図ります。
にぎわい住宅 エリア 	J R 土山駅周辺の商業施設や住宅が立地するエリアを「にぎわい住宅エリア」として位置づけ、利便性の高い生活利便施設等と良好な住環境が共存した土地利用形成を図ります。
緑農エリア 	市街化調整区域については、農作物の生産のほか、防災や景観形成など多様な緑のオープンスペースとしての機能を持つ「緑農エリア」として位置づけ、周辺の住環境等と共存した土地利用形成を図ります。

<p>シビックエリア</p> 	<p>シビック拠点周辺を「シビックエリア」として位置付け、暮らしを支え、多様な交流を育む行政施設や文化・交流施設等が立地する土地利用形成を図ります。</p>
<p>沿道サービス エリア</p> 	<p>国道250号、浜幹線、土山新島線などの都市計画道路の沿線を「沿道サービスエリア」として位置付け、周辺環境と調和した沿道サービス機能が立地する土地利用形成を図ります。</p>
<p>産業エリア</p> 	<p>新島、東新島と海岸沿いの工業地を「産業エリア」として位置づけ、重要港湾東播磨港を備えた、雇用と産業を支える活力ある工業地の形成を図ります。</p>
<p>レクリエーション エリア</p> 	<p>播磨町のシンボルである大中遺跡や比較的規模の大きな公園の立地するエリアを「レクリエーションエリア」として位置づけ、播磨町の緑環境や歴史の豊かさを印象づける空間形成を図ります。</p>

6 都市づくりの基本方針

先に定めた都市の将来像の実現に向けて、都市づくりの基本方針を次のように設定します。

(1) 持続可能な都市づくり

地区の特性に応じた持続可能で良好な住環境づくりなどにより、人口の転出抑制、誘引、定着につながる環境を整えるとともに、全ての人にとって便利で快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

また、量的拡大から質的向上を重視する持続可能な社会の実現を目指し、緑豊かな自然との共生を図りつつ、環境負荷の少ない都市を構築していきます。

(2) まちの活力を高める都市づくり

既存の工場や商業施設など町の活力を生み出す産業基盤の充実を図り、町の活力向上とまちのにぎわいづくりを進めます。

(3) 豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり

緑豊かな公園や農地、海辺や遺跡、社寺等の歴史的文化的資源など、播磨町固有の様々な地域資源を活用した魅力的な都市づくりを進めます。

(4) まち全体の安全性を高める都市づくり

すべての住民が安心して安全に生活を送れるように、様々な角度からまち全体の安全性を高めていきます。

(5) ストック活用を重視した都市づくり

従来のように新たな都市基盤整備を展開していくのではなく、既存の都市基盤の適切な維持・更新を図るストック活用を重視した都市づくりを進めます。

(6) 住民と事業者・行政の協働による都市づくり

住民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働による都市づくりに取り組みます。

第4章 都市づくりの方針

目指すべき都市像に基づき、都市づくりの方針を下記のとおりに定めます。

【都市づくりの方針】

- 1 土地利用に関する方針
- 2 都市交通に関する方針
- 3 都市環境および自然的環境に関する方針
- 4 市街地整備に関する方針
- 5 都市防災に関する方針
- 6 景観形成に関する方針

1 土地利用に関する方針

【基本方針】

- ①住みたくなる魅力ある市街地の形成
- ②良好な住環境と生活サービス機能の共存
- ③市街地にゆとりとうるおいを与える水と緑の空間の充実
- ④まちの活力を創造する工場等の操業環境の保全

(1) 住居系

①低層住宅地

- ・第一種低層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。また、第二種低層住居専用地域指定区域を含め、地区計画等の指定や開発許可制度の運用により、業者との協議等を通じて良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・緑豊かで良好な住環境の形成に向けて、生け垣や宅地内での緑化を促進するとともに、既設公園の適切な維持・管理、活用と農地等を生かした緑空間の充実などにより、住民が身近に緑に触れられる環境づくりを図ります。

②中高層住宅地

- ・第一種中高層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・住宅密集地では、生活道路整備やオープンスペースの確保など安全性の向上を図りつつ、良好で魅力ある住宅地づくりを図ります。

③一般住宅地

- ・鉄道駅周辺の良好な住環境を形成している地区は、その住環境の維持を図ります。また、播磨町に住みたいと思う人の受け皿になるような魅力ある市街地の形成を図ります。

- ・その他の地域については、浜幹線沿道をはじめ、幹線道路沿道等の利便性の高さを生かし、後背の住宅地等における良好な住環境維持との両立が可能となるような、生活サービス機能の立地誘導を図ります。



であいのみち

(2) 商業系

① 近隣商業地

- ・鉄道駅周辺の近隣商業地域指定区域では、駅利用者の利便に寄与する商業・サービス機能の強化を図ります。
- ・低未利用地についても、暮らしの満足度の向上につながる商業・サービス機能の立地誘導等による有効活用を促進します。



J R 土山駅南側

② 沿道商業地

- ・特に交通量の多い国道 250 号（明姫幹線）、県道本荘平岡線沿道の準住居地域指定区域において、現在すでに沿道サービス施設等が立地している区域を中心に、周辺の住環境との調和に留意しながら、商業・サービス機能の維持・充実を促進します。
- ・浜幹線沿道については、商業・サービス施設等の立地ポテンシャルが向上していることから、施設の立地に際しては周辺住宅地等との調和に配慮するよう働きかけます。

(3) 工業系

- ・新島、東新島などの工業地は、播磨町の雇用や税収に大きく影響する産業活力を維持・向上させる拠点であり、その産業機能を高めるため、重要港湾東播磨港の整備を図るほか、周辺の道路整備により輸送や通勤の利便性向上を図ります。また、公園等の施設整備により、働きやすい環境づくりを図ります。
- ・臨港地区内においては、工業活力を下支えする港湾機能を維持・強化するため、東播磨港播磨地区の新島で「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例（兵庫県）」に基づき、適切な建築規制等を行います。

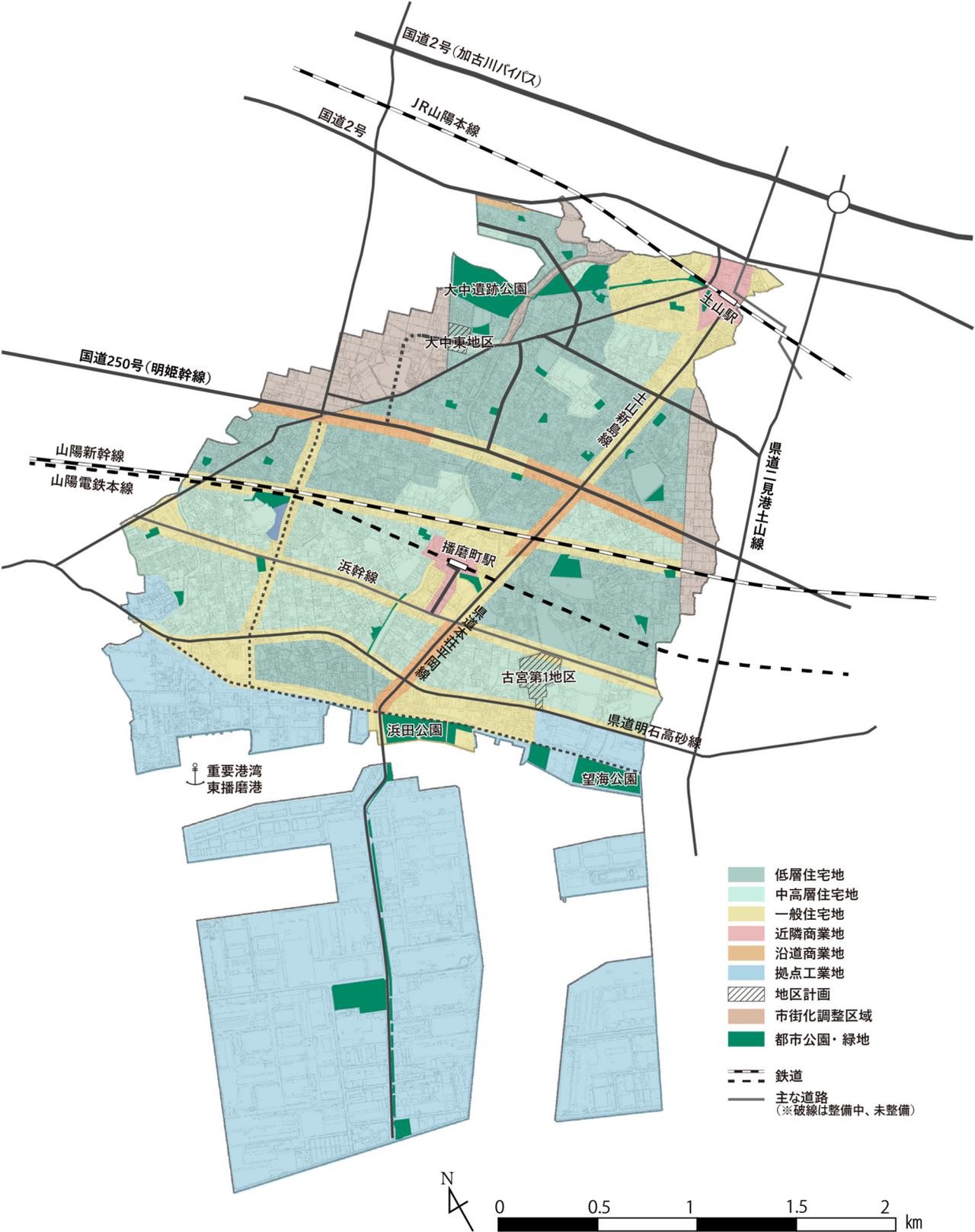
(4) 市街化調整区域

- ・農作物の生産のほか、周辺の住環境等と共存した土地利用形成を図ります。
- ・農地やため池は、住民や来訪者がうるおいを感じられる緑のオープンスペースとして保全、活用を図ります。

(5) その他の都市的土地利用

- ・歴史的資源を有する大中遺跡公園や、レクリエーション施設が多数立地する臨海部の浜田公園、望海公園等は、緑豊かな播磨町を象徴するいきおいの拠点としての役割を果たしており、今後もその環境や機能の維持・充実による魅力強化を図ります。

土地利用の方針図



2 都市交通に関する方針

【基本方針】

- ①環境にやさしく利便性の高い交通施策の推進
- ②都市交通施設の長寿命化の検討と適切な維持・管理

(1) 公共交通

①鉄道

- ・JR土山駅は、駅前広場や駐輪場・自由通路等の適切な維持・管理を行うとともに、駅舎施設の適正な維持・管理を事業者に働きかけ、快適で利用しやすい環境づくりを図ります。エレベータ・エスカレータについては適切な更新計画を立案し、維持・管理を図ります。また、駅周辺道路については、地元や関係機関と協議を図りながら、歩行者・自転車の安全性の向上や渋滞緩和に向けた検討を進めます。
- ・山陽電鉄播磨町駅は、駅前広場や自由通路、エレベータ等の適切な維持・管理を図るほか、駅舎施設の適正な維持・管理を事業者に働きかけるとともに、利用環境の向上を図ります。

②バス

- ・鉄道駅へのアクセスや通院、買い物等の日常生活で利用しやすい交通環境の実現に向けて、関係機関と調整しながらバス交通の利便性向上、運行確保と利用促進を図ります。
- ・赤字バス路線については、国・県補助と併せて町からの補助を行い、路線維持を支援します。
- ・自動車を運転しない人に対する円滑な移動手段の確保に向けて、本町の特성에応じた交通施策を検討します。

(2) 道路

①幹線道路

- ・関係機関と調整を図りながら、安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。
- ・播磨灘沿岸部を東西に結ぶ高規格道路として計画されている播磨臨海地域道路については、ルートやインターチェンジの位置等が確定した段階で、整備により想定される波及効果を踏まえたアクセス道路の整備や沿道土地利用等を検討します。
- ・未整備の都市計画道路については、播磨臨海地域道路の動向を踏まえつつ、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、整備計画の検証を行います。
- ・整備済の幹線道路については、街路緑化等による景観の向上を図るとともに播磨町舗装長寿命化整備計画に基づいた維持・管理を図ります。
- ・周辺市町において道路整備が行われた場合、本町でも必要に応じてその影響に配慮した道路整備を行い、交通利便性の向上を図ります。



幹線道路（西野添4丁目付近）

②生活道路

- ・生活道路については、主に地域住民が買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する道路であるため、関係機関と協力しつつ歩行者、自転車の安全性向上を図ります。

(3) 港湾・漁港

- ・東播磨港は、臨海工業地帯における重要な物流拠点として、物流面を中心とした港湾機能の維持・強化を図ります。
- ・漁港に関しては、播磨町漁業協同組合とともに適切な維持・管理修繕や更新に努めます。



播磨ポートパーク



東播磨港

(4) その他

- ・橋梁については、播磨町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検や補修を行います。

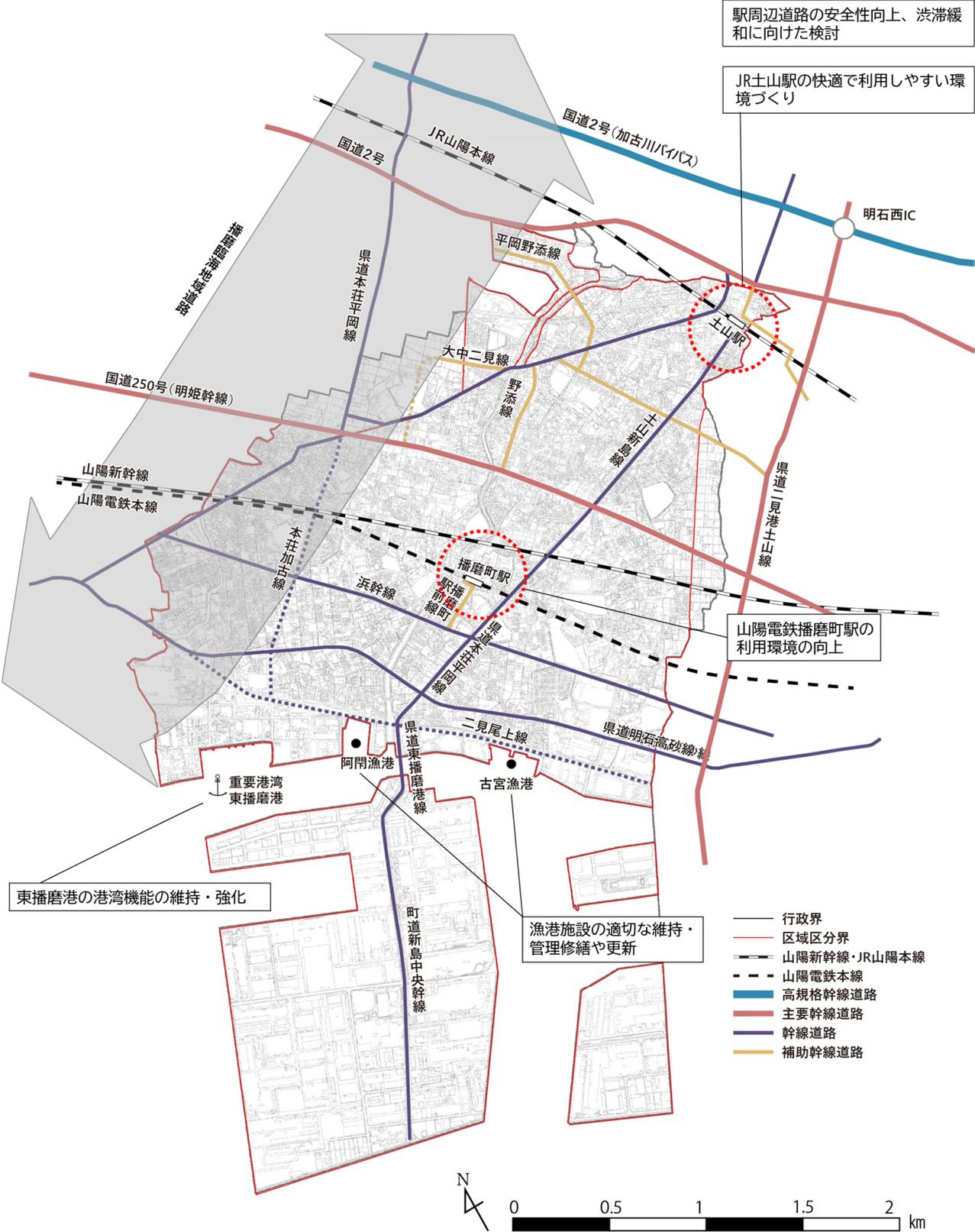


ひかり橋



こだま橋

都市交通の方針図



3 都市環境および自然的環境に関する方針

【都市環境に関する基本方針】

- ①播磨町環境基本計画に基づく、地域との協働による豊かな環境づくり
- ②身近な健康づくりやストレス緩和の場としての公園・緑地等のオープンスペースの充実
- ③上下水道の適切な維持・管理
- ④誰もが安心して安全に暮らせるバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくり
- ⑤脱炭素社会の実現と環境負荷の低減に配慮した都市づくり

(1) 公園・緑地

①都市公園（住区基幹公園）

- ・ 県立考古博物館を有する大中遺跡公園、海岸線の運動施設（総合体育館やうみえーる広場）を有する浜田公園、産業拠点の新島中央部にある新島中央公園、バーベキューサイトを有する望海公園の4つの地区公園は、播磨町を象徴するレクリエーション資源であり、公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。
- ・ ため池と一体となった魅力的な空間を形成している石ヶ池公園、であいのみち沿いに豊かな緑の広がりを感じさせる野添北公園、スポーツを楽しめる秋ヶ池運動広場の3つの近隣公園は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間であり、公共施設等総合管理計画および公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。
- ・ 街区公園は、住民の身近な遊びや憩いの場であり、公園のより一層の活用促進など、周辺住民のニーズに対応した遊具の補填などを検討します。新たな公園の整備については、市街地の配置バランス等を考慮しつつ、住民との協働により必要性や位置・規模・内容等について検討します。



望海公園

②都市緑地

- ・ JR土山駅と大中遺跡公園を結ぶであいのみち、瀬戸内海を望む新島南緑地とはりまシーサイドドームを有する古宮浜緑地、豊かな河川環境を形成する喜瀬川緑地、新島の新島中央幹線緑地は、播磨町の豊かな環境を住民等と感じさせる緑資源であり、経年変化等に対応した樹木の見直しや適切な維持・管理を行います。

(2) その他の都市施設

①上下水道

- ・ 上水道は、安定供給のため施設の維持・管理とともに、病院や避難所などの重要施設の優先順位を考慮した耐震性強化など災害に強い施設づくりを図ります。
- ・ 下水道（汚水）は、市街化区域内の整備がほぼ終了しており、施設の維持・管理を計画的に行います。また、市街化調整区域についても事業認可区域に編入したことから、未整備区域の

整備を行います。

②ごみ処理場

- ・播磨町と加古川市・高砂市・稲美町の2市2町による広域事業として、令和4年4月より高砂市にて広域ごみ処理施設が稼働することから、播磨町塵芥処理センター横に中継施設を建設し同時期からの稼働を図ります。

③人に優しい都市づくり

- ・播磨町バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を図ります。
- ・道路、公園をはじめとする公共施設を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。
- ・地域との協議のもと、安全・安心なまちづくりを進めるため街灯を設置します。

④その他

- ・建築物については、大規模建築物を中心に、環境性能の向上や緑化を促進します。
- ・住宅地では、より緑豊かになるよう、記念樹配布事業を推進するとともに、生け垣づくり補助金交付制度の活用により宅地内緑化を促進します。
- ・住民に憩いの場を提供し、また、関係機関の緑化活動を活性化するためのコミュニティを形成する環境を整備し、花木に関する知識の普及および緑に関する意識の向上を図り、住民参加による花と緑のまちづくりを進めます。

【自然的環境に関する基本方針】

- ①川沿いの遊歩道・植栽等の保全や環境整備
- ②海沿いのレクリエーション資源を生かした一体的な環境づくり
- ③環境資源としての農地やため池の活用等による環境と共生する都市づくり

(1) 河川

- ・町中央部を南北に流れる喜瀬川と町西側を流れる水田川は、連続した住民の憩い空間、生態系を育む場であるため、保全や環境整備、侵略的外来生物対策の強化により、環境資源としての活用を図ります。また、住民との協働により大規模公園、ため池、海とともに良好な水辺環境の整備を進めます。さらに、関係機関とともに水質の改善を図ります。
- ・喜瀬川では、遊歩道・植栽等の整備が行われ、住民の自然とのふれあいや、健康増進に役立っているため、今後も適切な維持・管理を図ります。また、播磨町の南の玄関口であり、多くの人が利用する山陽電鉄播磨町駅周辺との回遊性強化を含め、整備のあり方を検討します。
- ・水田川は、宮西橋から水田橋まで整備された遊歩道・植栽等を適切に維持・管理するほか、住民が楽しめる川沿いの回遊路を拡大するため、上流での広域河川改修事業の進捗に合わせて、関係機関との調整により道路整備を検討します。

(2) 農地およびため池

①農地

- ・市街化調整区域の農地は、緑豊かな住環境に重要な役割を果たしており、営農環境の保全を図るため、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ・市街化区域内の農地は、農地の多面的な機能を評価し、残存する農地を良好に維持するため、保全・活用の手法を検討します。
- ・遊休農地等については「農地バンク」の活用や、レクリエーション農園としての利用を促進します。

②ため池

- ・町内に残るため池は、農地と一体になってのどかな景観を形成しているとともに、単独でも自然環境やオープンスペースを形成する機能を有しています。そのため、ため池を生態系を育む場として保全するほか、住民等が安全に水に親しめる憩いの場として、住民との協働により、整備・活用することを検討します。
- ・いなみ野ため池ミュージアムの構想のもと、ため池コミュニティ事業の支援を行うなど、住民との協働により、地域財産としてため池の活用を検討します。



新井大池

(3) 海岸

- ・古宮漁港や阿閉漁港は、身近な海辺空間として、誰もが立ち寄りたくなる海の魅力を感じられる環境づくりを目指します。なかでも阿閉漁港は、あえのはま広場、播磨フィッシャリーナの適切な維持・管理を行い、レクリエーション面での活用を図ります。
- ・海岸沿いには望海公園、はりまシーサイドドーム、古宮漁港、浜田公園、阿閉漁港等のレクリエーション資源が近接しているため、自然に触れながら散策できるような回遊路づくりについて検討します。



あえのはま広場

(4) 歩行者・自転車ネットワーク

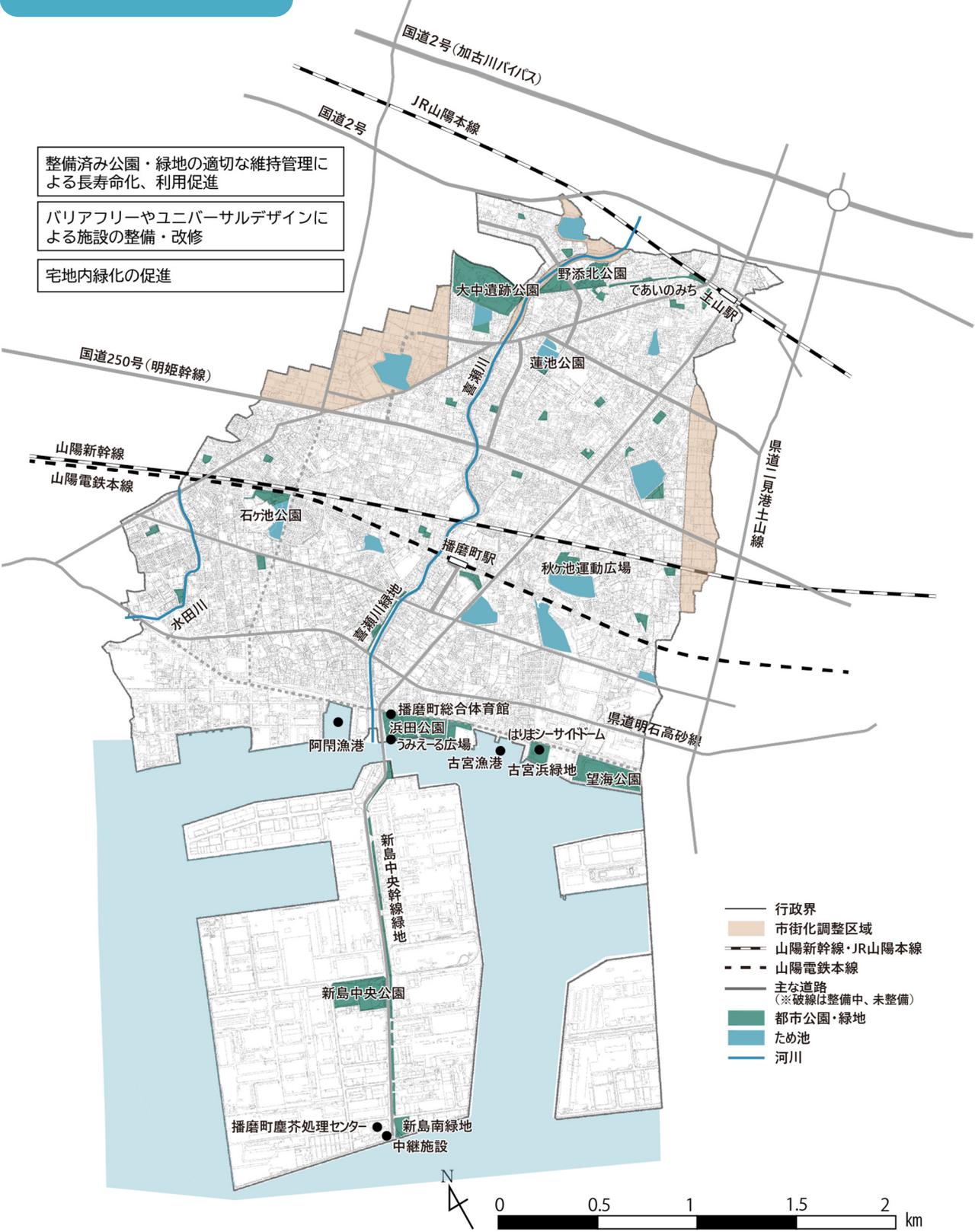
- ・コンパクトで水と緑豊かな播磨町の特徴を生かし、自然に親しみながら、健康づくりに役立つ歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- ・喜瀬川沿い遊歩道やであいのみち、県道姫路明石自転車道線等の既整備区間を有効活用し、播磨町の豊かな自然・歴史を楽しめるルートづくりを図るほか、歩行者・自転車などが安全・快適に通行できるよう、環境の改善を図ります。



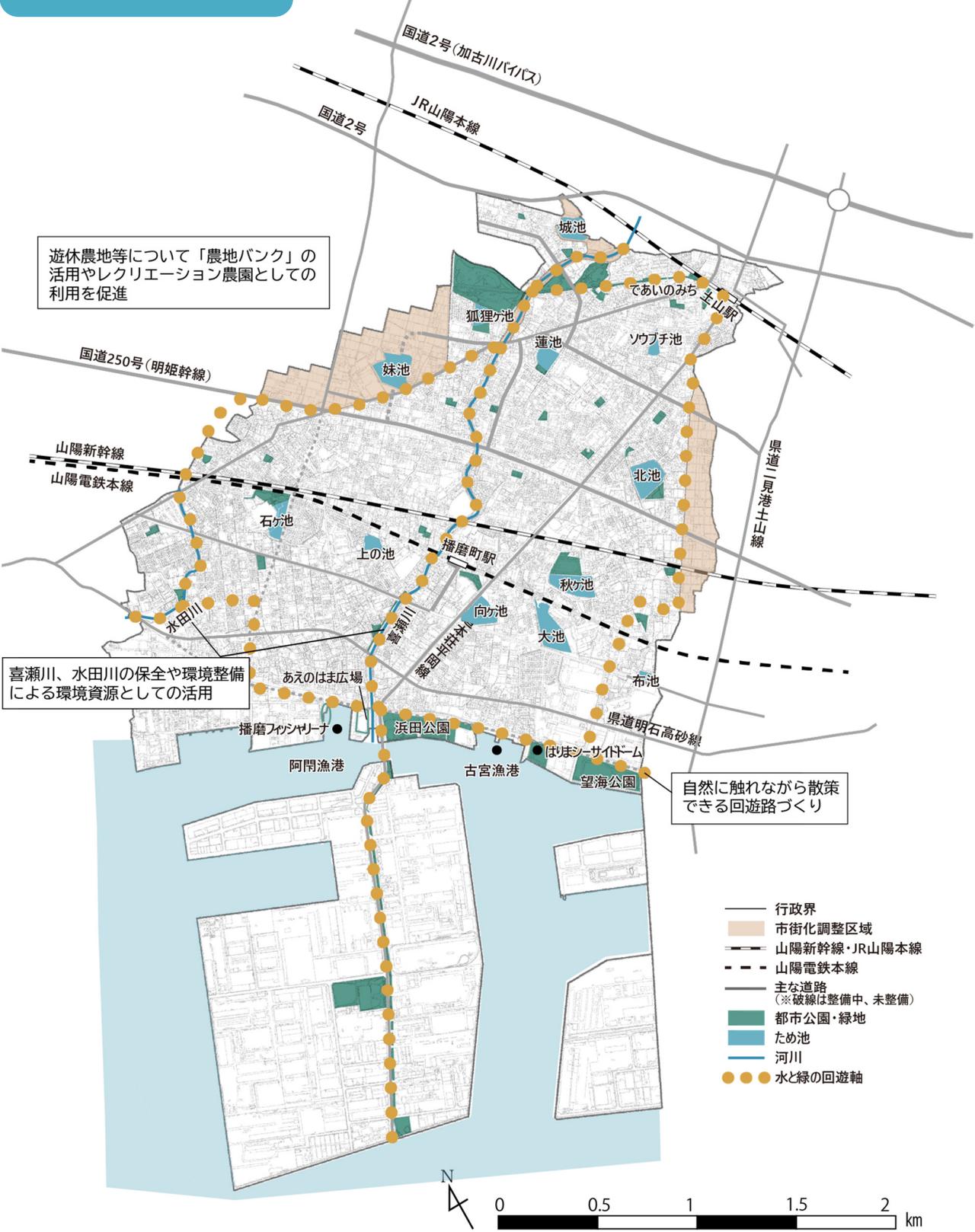
喜瀬川沿いの遊歩道

都市環境の方針図

- 整備済み公園・緑地の適切な維持管理による長寿命化、利用促進
- バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設の整備・改修
- 宅地内緑化の促進



自然的環境の方針図



4 市街地整備に関する方針

【基本方針】

- ①安全、便利で快適な市街地の形成
- ②空き家対策の推進

(1) 鉄道駅周辺の拠点整備

- ・ JR土山駅周辺において、地域と行政の協働により地域特性を生かした播磨町の北の玄関口にふさわしい整備を図ります。また、都市基盤施設の整備・土地の有効利用を促進します。
- ・ 山陽電鉄播磨町駅周辺において、集積している公共公益施設について、利用環境の向上を図ります。



山陽電鉄播磨町駅



きつずなホール（土山駅南交流スペース）

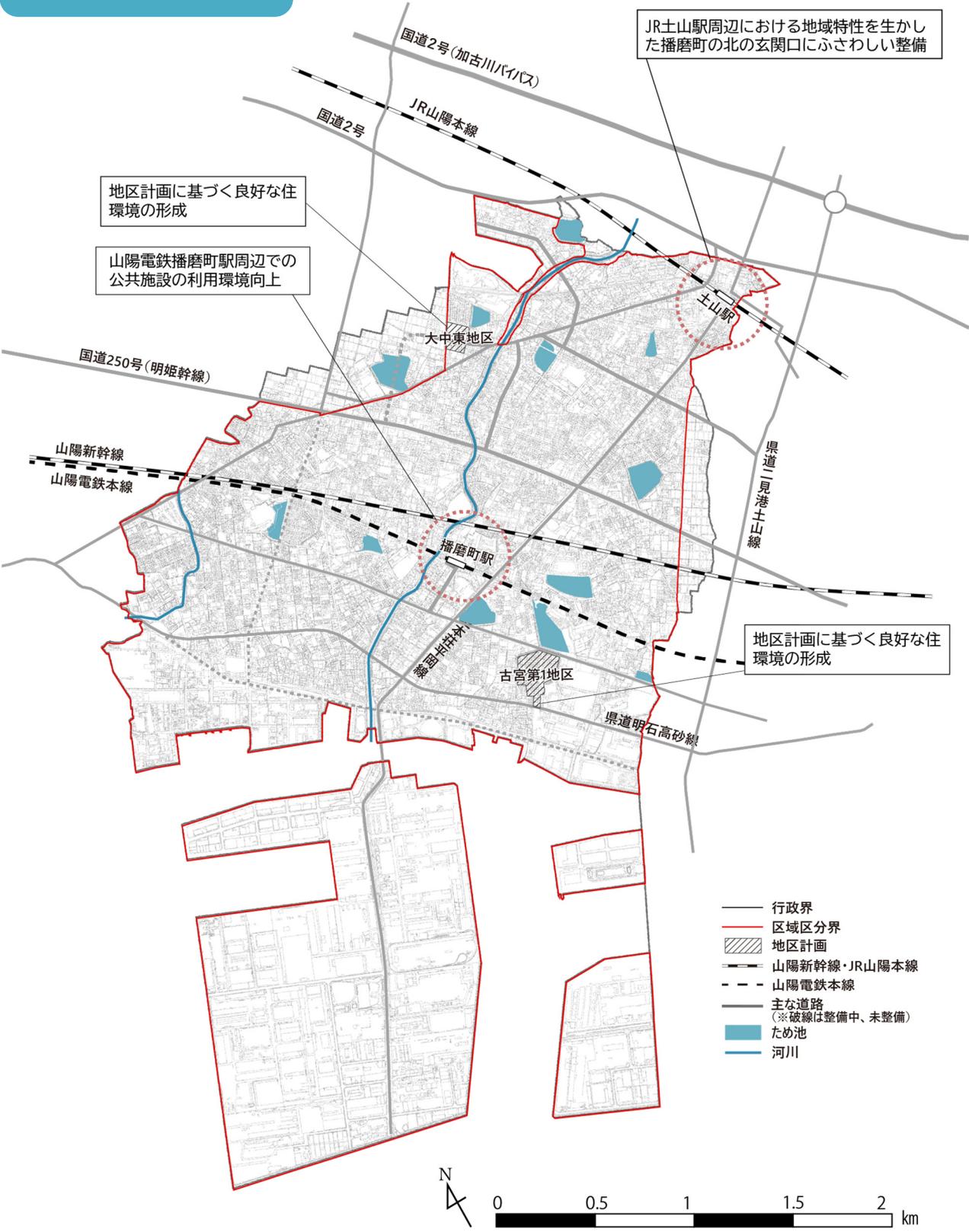
(2) 住宅密集地の再生整備

- ・ 建物が密集した住宅地等では、地域のニーズを踏まえた地域の自主的なまちづくりを促進するとともに、地域の安全性向上に向けた生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。

(3) 良好な市街地の形成

- ・ 古宮第1地区および大中東地区では、引き続き地区計画に基づく良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 住民や事業者の自発的なまちづくりの取組を支援します。
- ・ 開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。
- ・ 在宅勤務や移住希望者等の受け皿となる良好な住環境づくりを進めます。
- ・ 適切な管理が行われていない空き家に対しては、空家等対策計画に基づき状況に応じて所有者へ適正管理を依頼し、居住環境の改善を図ります。
- ・ 空家等バンク制度を利用して、町内にある空き家等の情報を公開し、空き家等の活用を促進を図ります。

市街地整備の方針図



5 都市防災に関する方針

【基本方針】

- ①播磨町地域防災計画、播磨町水防計画に基づく防災対策の強化
- ②事前復興準備の検討

(1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成

①防災ネットワークの整備

- ・緊急輸送道路および緊急交通路は以下のとおり整備済みであり、関係機関等との協議の上、当該道路から防災拠点、医療機関（加古川医療センター等）などを結ぶ輸送路の確保に努めます。

種別	路線名
ア 緊急輸送道路 ：災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道およびこれらを連絡する基幹的な道路	国道250号（明姫幹線） 県道本荘平岡線 県道東播磨港線
イ 緊急交通路 ：災害対策基本法等の規定に基づき、災害が発生しまたは発生しようとしている場合に、緊急輸送を確保するため、緊急輸送等を行う車両（緊急通行車両等）以外の車両通行を禁止または制限する道路の区間	国道250号（明姫幹線）

②地域防災拠点の整備

- ・災害時に地域の復旧・復興の拠点や物資の中継基地となる地域防災拠点は以下のとおり整備済みであり、防災拠点としての機能の充実と住民への周知を進めます。

拠点	施設名
ア 避難所 ：災害発生時に一定期間の避難生活を行うための施設	・各小中学校 ・県立東はりま特別支援学校 ・県立播磨南高等学校
イ 屋外活動拠点 ：広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿 ：広域防災帯によってブロック化された市街地の消防、救助、復旧等の活動拠点 ：要員・物資の備蓄・保管場所	・望海公園 ・野添であい公園（広域応援部隊活動拠点、物資搬送拠点） ・石ヶ池公園
ウ 広域避難地 ：住民等が、大規模災害に伴う危険を回避するため、町域全体から避難し、滞在する場所	・浜田公園（津波・高潮時は使用しない） ・野添北公園 ・大中遺跡公園 ・石ヶ池公園（津波・高潮時は使用しない）

③避難対策の充実

- ・総合防災マップを全戸配布し、災害ごとの被害想定および避難所、緊急避難場所等の避難先について住民への周知を図ります。
- ・避難所、緊急避難場所等に誰でもわかりやすい表記の案内板を設置し、緊急時の誘導や平時の周知に活用します。
- ・平時から、災害時における意識を高めるため、避難のタイミング・避難先・避難ルート等について、家庭内で確認しておくよう周知を図るとともに、地域全体でも共有し、また、このような取組が積極的に行われるような施策や啓発活動を推進します。
- ・感染症対策に基づき、災害時における感染リスク抑制と避難を両立させる避難所の運営を進めます。

(2) 耐震化・不燃化対策

- ・公共施設については長寿命化を実施し、引き続き施設の安全性向上を進めます。
- ・耐震改修工事費の補助等により民間建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。特に住宅密集地では、安全性を高めるため、地域の自主的なまちづくりへの支援を基本に、地域環境の改善に役立つ生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。
- ・上水道については、基幹管路の更新を重点的に実施するとともに、老朽管の更新を計画的に実施します。また、重要施設への管路について優先的な耐震化を進めます。

(3) 治水安全性等の強化

- ・水田川の改修、喜瀬川の適切な維持・管理により河川の安全性向上を図ります。
- ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。
- ・雨水幹線の整備を進め、浜田雨水ポンプ場の整備を行います。また、本荘雨水ポンプ場の適切な維持・管理を行います。
- ・津波や高潮対策として、防潮堤、堤防、水門等の海岸施設の維持・管理を行います。なお、新島・東新島に位置する工業地では、事業者等からの要望を踏まえ、海岸災害対策を進めます。
- ・浸水の危険性が高い区域は、関係機関との連携を図り、雨水ポンプ場の新設や雨水幹線の整備を順次行い、治水対策を進めます。



喜瀬川河口付近

(4) 住民との協働による防災まちづくりの推進

- ・自主防災組織育成事業を活用しつつ、播磨町、住民、ボランティア、事業者等の役割分担を明確化し、災害時に迅速に対応できる体制づくりを行うとともに、各主体間で防災備蓄品を相互提供するなどの協力体制の強化を図ります。
- ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の活性化等を進めます。



土のう工法訓練

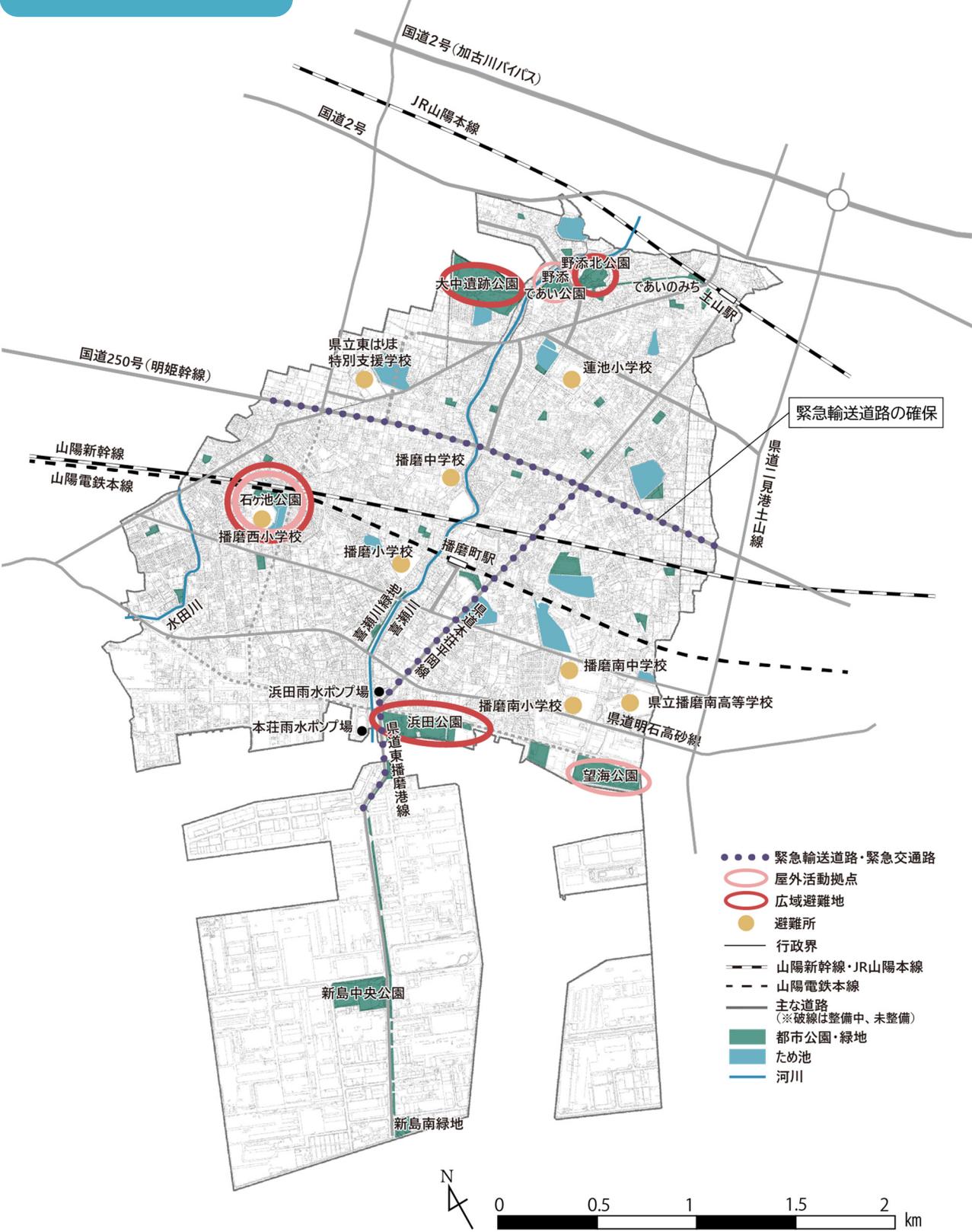


東部コミセン区新型コロナウイルス感染症対応避難所運営訓練

(5) 事前復興準備の検討

- ・被災後の早期復興の実現に向けた復興計画の策定手順についてあらかじめ定めておくとともに、復興における将来目標像と実施方針を事前に検討します。

都市防災の方針図



6 景観形成に関する方針

【基本方針】

- ①歴史的資源や自然的資源などの個性を生かした播磨町らしい景観づくり
- ②播磨町を印象づける景観の創出や維持、PR

(1) 歴史・文化を感じられる景観

- ・播磨町のシンボルである大中遺跡と県立考古博物館の周辺では、歴史の趣を感じられる景観の維持・充実を図ります。
- ・古いまちなみや神社・寺院等の歴史的景観の保全を促進します。

(2) 活力とうるおいあるまちなか景観

- ・山陽電鉄播磨町駅周辺、JR土山駅周辺では、鉄道駅を核とした播磨町の玄関口にふさわしい景観づくりを図ります。
- ・住宅地では宅地内緑化を促進し、ゆとりやうるおいを感じる景観づくりを図ります。
- ・幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の整備等により、良好な景観の形成を図ります。
- ・土山新島線では、引き続きシンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみの維持・保全を図ります。



JR土山駅前のモニュメント

(3) ゆとりある農地、ため池景観

- ・農地やため池は住民がうるおいを感じる景観要素であり、住民との協働により、保全や環境整備を図ります。また、景観作物に関する助成制度により、良好な農地景観の形成を促進します。

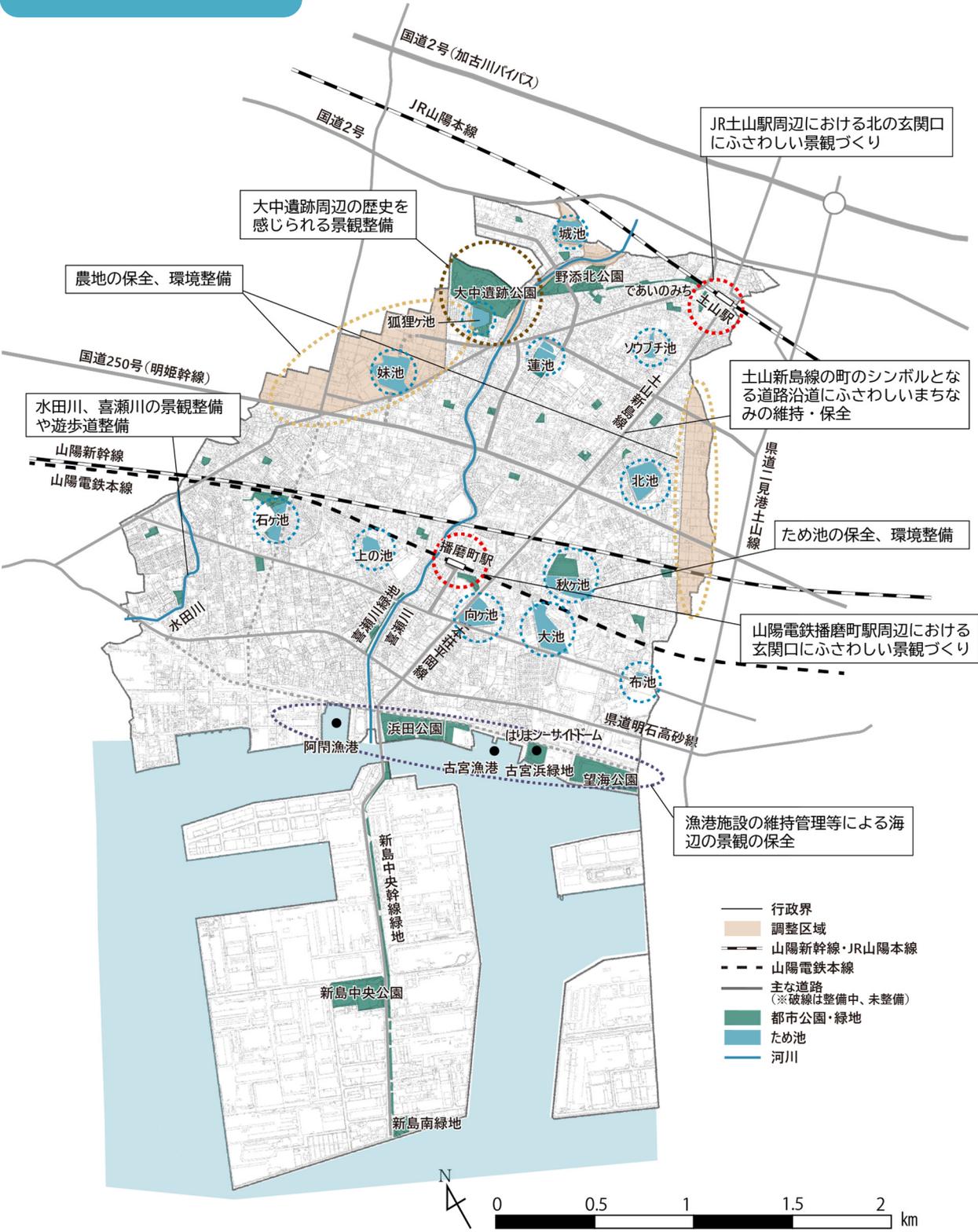


北池のコウノトリ

(4) 河川、海辺景観

- ・住民が水辺を身近に感じられるよう、喜瀬川と水田川の遊歩道等の維持・管理により川辺の景観を保全します。
- ・沿岸部は、防災面に配慮しつつ、レクリエーション施設と一体となった、訪れたい景観整備を検討します。
- ・古宮漁港や阿閑漁港は身近な水辺空間であり、引き続き施設の維持・管理等により海辺の景観を保全します。

景観形成の方針図



第5章 地域づくりの方針

前章の「都市づくりの方針」を受けて、「地域づくりの方針」では、地域の住民に身近なまちづくりに焦点を当て、地域ごとの将来像を設定するとともに、その実現に向けたまちづくりの方針を取りまとめます。

1 地域区分の考え方

土地利用や地形地物の状況、コミュニティの形成状況等を考慮し、地域区分を行います。本都市計画マスタープランでは、内陸部のほぼ中心に位置し主要な幹線道路である国道250号（明姫幹線）、および住居系用途地域と工業系用途地域の境界となっている二見尾上線（未整備）を用い、播磨町を以下の3地域に区分し、それぞれの地域づくりの方針を定めます。

名称	区域
北部地域	国道250号（明姫幹線）以北
中部地域	国道250号（明姫幹線）以南、 二見尾上線以北
南部地域	二見尾上線以南



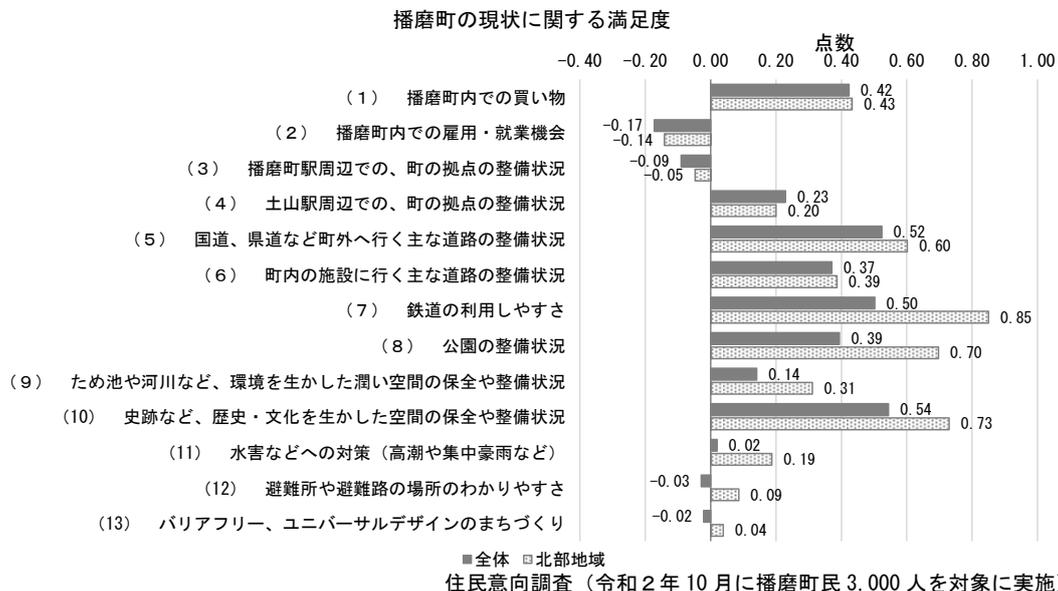
図 地域区分

2 北部地域の方針

(1) 地域特性と課題

<地域の概況>

- ・地域の東北東にJR土山駅が位置しており、大阪・神戸・明石方面や姫路・加古川方面との交通利便性に優れています。
- ・平成27年の国勢調査によると、北部地域の人口は約1.4万人であり、町全体の約41.8%を占めています。
- ・土地利用は、主に低層住宅を中心とする住居系の土地利用がなされていますが、JR土山駅周辺や国道250号（明姫幹線）等の幹線道路沿道の一部では商業・業務系の利用が見られます。
- ・地域の北側には、播磨町のシンボルである大中遺跡や県立考古博物館、郷土資料館が立地し、住民や来訪者の憩いの場となっています。
- ・公園は、大中遺跡公園や野添北公園と野添であい公園など10箇所以上が整備されています。また、であいのみちがJR土山駅と大中遺跡公園を結んでおり、自然資源と歴史的・文化的資源を生かした公園・緑地が、緑豊かな環境を形成しています。
- ・地域の中央部には、遊歩道が整備された喜瀬川が流れており、うるおいを感じる環境が形成されています。また、地域内には城池、北池など6つのため池があり、北池では自然を生かしたため池に整備されており、河川とともに水のうるおいを感じる環境が整備されています。



※満足度は、回答者割合に「満足 (+2)」、「どちらかという満足 (+1)」、「どちらでもない (0)」、「どちらかという不満 (-1)」、「不満 (-2)」で点数をつけ、その合計値を数値化しています。

- ・アンケート結果をみると、「鉄道の利用しやすさ」、「公園の整備状況」、「史跡など、歴史・文化を生かした空間の整備状況」などの項目が全体と比べ高評価となっています。

<地域の課題>

- ・豊かな自然環境や歴史・文化と調和した環境の維持・管理
- ・良好な住環境の維持や新たな居住者の受け皿となる市街地形成
- ・JR土山駅周辺の交通環境改善、駅周辺のにぎわいの向上

(2) 将来像と地域づくりの目標

①北部地域の将来像

豊かな水と、緑や歴史資源を感じられる、
にぎわいあるまちづくり

②北部地域の目標

ア. 豊かな自然や歴史など地域資源を生かした地域づくり

北部地域には、播磨町のシンボルである大中遺跡に加え、であいのみちや遊歩道が整備された喜瀬川、市街化調整区域の農地など、魅力的な資源が多数立地しています。これらを生かし、住む人、訪れる人が播磨町の自然や歴史の魅力を感じることができる地域づくりを目指します。

イ. 安全・安心で住みたい、住み続けたくなる住宅環境づくり

北部地域では、主に低層住居による良好な住宅地が形成されています。日当たりが良く、自然の豊かさを感じられるまちづくりを進め、住宅地としてのさらなる魅力向上を図ります。また、住民との協働により地域の防災力を高め、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

ウ. にぎわいある地域の拠点づくり

J R 土山駅は、駅舎および駅周辺の整備により、多くの人々が集う空間となっています。施設の適切な維持・管理に加え、駅周辺の商業機能の強化等を図り、さらに快適で便利に利用できる環境づくりを目指します。また、公共交通・道路整備の見直しや適切な維持・管理により駅へのアクセス向上や利便性を高めることを目指します。

(3) 地域づくりの方針

①土地利用に関する方針

ア. 住居系土地利用

- ・用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・低層住宅地では、生け垣や宅地内緑化を推進するなど緑地空間を確保しつつ、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境の形成を図ります。
- ・J R 土山駅周辺の中層住宅地、一般住宅地では良好な住環境の維持を図ります。また、交通便利性の高さを生かして、播磨町に住みたいと思う人の受け皿になるような魅力あるまちづくりを図ります。

イ. 商業系土地利用

- ・J R 土山駅周辺の近隣商業地は、駅利用者の利便性を高める商業・サービス面の機能強化を図ります。駅北側では、地元の取り組みを支援し、駅利用者等に便利な商業・サービス機能の集積強化を促進します。駅南側では、新たに整備された医療施設との相乗効果を得られるような、商業・サービス機能の立地誘導を促進します。

- ・国道 250 号（明姫幹線）、土山新島線等の沿道サービス施設等が立地している区域を中心に、周辺の住環境との調和に留意しながら、商業・サービス機能の充実・魅力強化を促進します。

ウ. 自然的土地利用

- ・地域西側および東側の市街化調整区域については、農作物の生産のほか周辺の住環境等と共存した土地利用形成を図ります。
- ・農地やため池は、住民や来訪者がうるおいを感じられる緑のオープンスペースとして保全、活用を図ります。

エ. その他の都市的土地利用

- ・道路整備の必要性や実現性の再検討が必要となっている大中二見線沿道については、都市計画道路網の見直しに合わせた用途地域の見直しを検討します。

②都市交通に関する方針

ア. 公共交通

- ・J R 土山駅周辺において、駅前広場、駐輪場、自由通路等の適切な維持・管理を行うとともに、駅舎の適正な維持・管理を事業者働きかけ、快適で利用しやすい環境づくりを図ります。また、土山駅へのアクセスについては、地元や関係機関と協議を図りながら歩行者・自転車の安全性の向上や渋滞緩和に向けた検討を進めます。
- ・関係機関と調整しながらバス交通の維持・充実を検討します。



J R 土山駅前広場

イ. 道路

- ・国道 250 号や国道 2 号、県道別府平岡線などの幹線道路については、関係機関との調整を図りながら安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。
- ・町道は、限られた財源の中でより大きな整備効果を得るため、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、効率的・効果的な事業促進を図ります。
- ・生活道路では、日常生活において歩行者・自転車が安全・快適に利用できる環境づくりを図ります。
- ・歩道の設置やカラー舗装化、道路照明、カーブミラー、道路標識の設置など、通学路をはじめとする歩行者・自転車が多く利用する空間の安全確保を進めます。

③都市環境および自然的環境に関する方針

ア. 都市環境に関する方針

- ・大中遺跡公園周辺は、播磨町を象徴するレクリエーション資源として、公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。

- ・野添北公園、野添であい公園は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間として、適切な維持・管理と利用促進を進めます。
- ・であいのみちや喜瀬川沿いの遊歩道などは「水と緑の回遊軸」として位置づけられ、住民が散策や緑を楽しむ場となっています。緑豊かな播磨町を感じながら安全・快適に歩ける散策路として、引き続きその充実を図ると共に適切な維持管理を行います。
- ・地域との協議のもと、安全・安心なまちづくりを進めるため街灯の設置を促進します。
- ・住宅地では、記念樹配布事業を多様化させることにより、生け垣や宅地内での庭木等による緑化を促進します。
- ・上水道施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進めます。
- ・公共下水道（污水）を計画的に整備し、水質改善による快適な生活環境を目指します。



野添であい公園パークセンター



であいのみち

イ. 自然的環境に関する方針

- ・妹池、狐狸ヶ池、城池、蓮池、ソウブチ池、北池は、生態系を育む場として保全するほか、住民等が安全に水に親しめる憩いの場として関係者とともに利活用を検討します。
- ・公園・緑地等の資源を生かした「水と緑の回遊軸」において、歩行者系道路や休憩スペースの整備などにより、住民が自然の豊かさを感じられる回遊路づくりを検討します。
- ・市街化調整区域の農地は、緑豊かな住環境に重要な役割を果たしており、営農環境の保全を図るため、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ・市街化区域内の農地は、農地の多面的な機能を評価し、残存する農地を良好に維持するため、保全・活用の手法を検討します。
- ・遊休農地等については「農地バンク」の活用や、レクリエーション農園としての利用を促進します。

④市街地整備に関する方針

- ・JR土山駅周辺において、駅南側に立地する医療施設を生かすなど、地域特性を生かした播磨町の北の玄関口にふさわしい整備を図ります。駅北側では、まちづくり組織と連携・協働しながら、都市基盤施設の整備・土地の有効利用を促進します。
- ・開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。
- ・大中東地区では、地区計画を活用し良好な住環境の形成を図ります。

⑤都市防災に関する方針

- ・道路、橋梁については、道路路盤性状調査や橋梁長寿命化点検を実施し、修繕計画の立案と実施に向けた維持・管理を図ります。

- ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。
- ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の活性化等を図り、災害時に迅速に対応できる体制づくりを進めます。
- ・浸水の危険性が高い区域は、関係者との連携を図り、雨水幹線の整備を順次行い、治水対策を進めます。

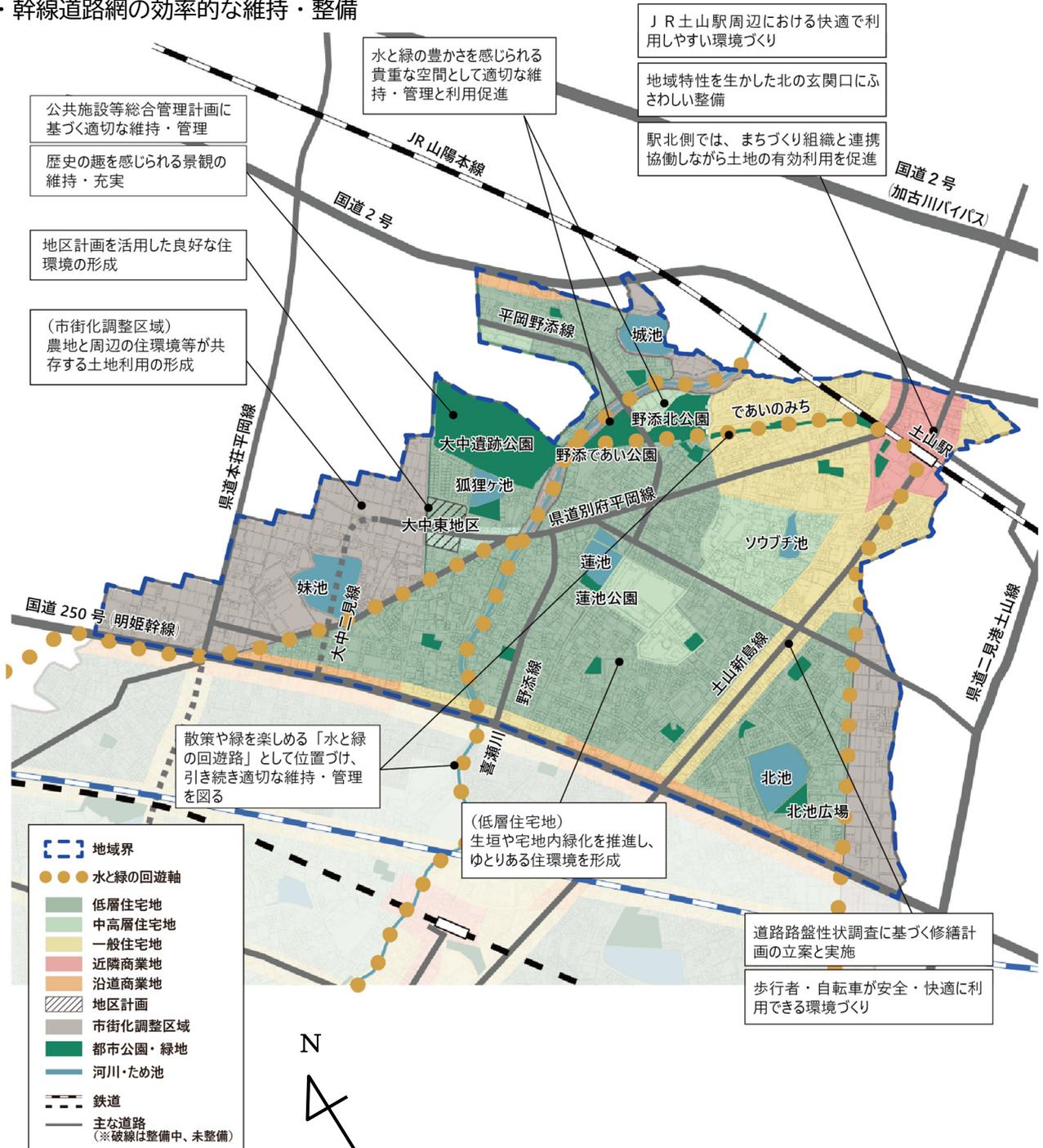
⑥景観形成に関する方針

- ・播磨町のシンボルである大中遺跡周辺では、歴史の趣を感じられる景観の維持・充実を図ります。
- ・JR土山駅周辺では、播磨町の北の玄関口にふさわしい景観づくりを図ります。
- ・土山新島線では、屋外広告物の規制や植栽の整備・維持、沿道景観の誘導等により、シンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみ形成を図ります。
- ・農地やため池は住民がうるおいを感じる景観要素であり、住民との協働により、保全や環境整備を図ります。また、景観作物に関する助成制度により、良好な農地景観の形成を図ります。
- ・住民が水辺を身近に感じられるよう、喜瀬川の親水景観や遊歩道の維持・管理を図ります。

北部地域の地域づくりの方針図

主なポイント

- ・良好な住宅地形成
- ・緑や歴史資源の保存
- ・幹線道路網の効率的な維持・整備

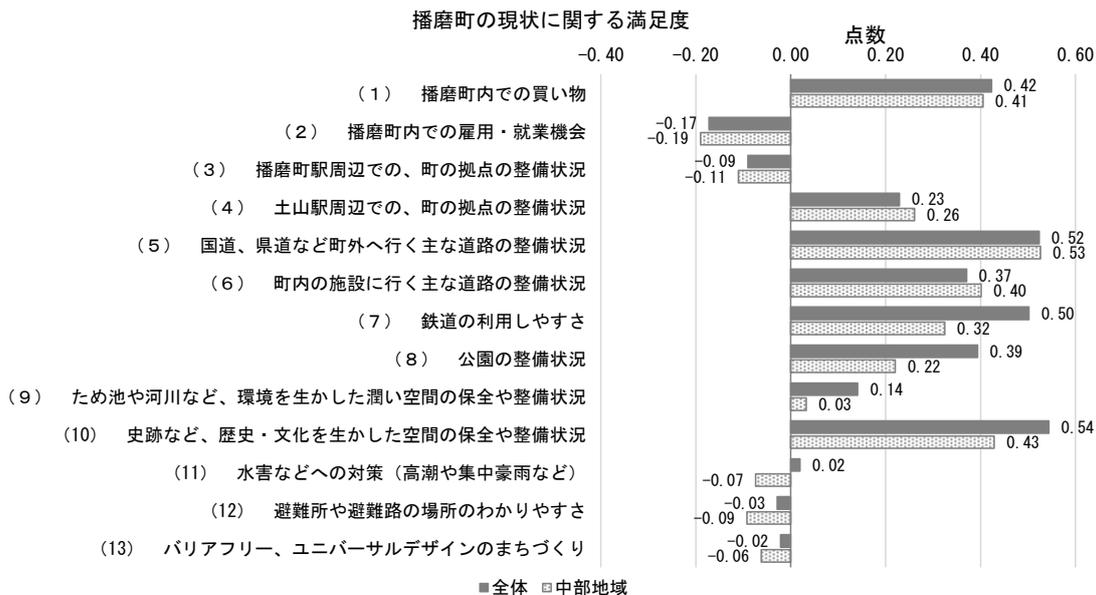


3 中部地域の方針

(1) 地域特性と課題

<地域の概況>

- ・地域中央の山陽電鉄播磨町駅周辺には、役場や中央公民館、図書館が立地し、行政サービスの中心となっています。
- ・平成 27 年の国勢調査によると、中部地域の人口は約 1.8 万人であり、町全体の約 52%を占めています。
- ・土地利用は主に、住宅による利用がなされていますが、幹線道路沿道や山陽電鉄播磨町駅周辺では中層住宅や商業施設が立地しており、地域の一部では工場の立地も見られます。
- ・地域中央を山陽電鉄本線と山陽新幹線が並行して通っており、鉄道駅は山陽電鉄播磨町駅が位置しています。
- ・地域西側を水田川、中央を喜瀬川が流れており、川沿いに遊歩道が整備されています。
- ・石ヶ池公園など、公園が 10 箇所以上整備されており、身近に緑豊かな環境が形成されています。また、石ヶ池、上の池など 6 つのため池があり、石ヶ池では公園と一体となった環境が整備されています。



住民意向調査（令和 2 年 10 月に播磨町民 3,000 人を対象に実施）より

※満足度は、回答者割合に「満足 (+2)」、「どちらかという満足 (+1)」、「どちらでもない (0)」、「どちらかという不満 (-1)」、「不満 (-2)」で点数をつけ、その合計値を数値化しています。

- ・アンケート結果をみると、「国道、県道など町外へ行く主な道路の整備状況」、「播磨町内での買い物」、「町内の施設に行く主な道路の整備状況」が比較的高評価となっていますが、雇用や拠点のにぎわい、安全・安心に関する項目は評価が低い結果となっています。

<地域の課題>

- ・山陽電鉄播磨町駅周辺の南の玄関口としてふさわしいにぎわいづくりや誰もが利用しやすい環境づくり
- ・ため池や公園など地域資源を活用した潤いを感じられる住環境整備
- ・道路や公共交通の適切な維持・管理による交通の快適性・利便性の確保

(2) 将来像と地域づくりの目標

①中部地域の将来像

暮らしの中心となる、
誰もが住みやすく、訪れやすいまちづくり

②中部地域の目標

ア. 暮らしの中心拠点となるまちづくり

山陽電鉄播磨町駅は、通勤・通学で利用されるほか、周辺の公共施設には多くの住民が訪れます。そのため、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、誰もが利用しやすいまちづくりを目指します。

イ. 誰もが住みやすい住宅地づくり

中部地域では主に住宅による土地利用がなされていますが、一部には建物が密集した住宅地や道路幅員が十分に確保されていない箇所が見られます。人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を取り戻すため、また防災性や利便性を高めるため、地域との協議により土地利用の検討を図り、より良い住宅地づくりを目指します。

ウ. 訪れたくなるまちづくり

中部地域では浜幹線が整備され、沿道で形成される新たな市街地において、良好な都市基盤の整備とまちなみの誘導を図ります。

(3) 地域づくりの目標

①土地利用に関する方針

ア. 住居系土地利用

- ・用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・山陽電鉄播磨町駅周辺では、交通便利性の高さを生かし、商業・サービス機能の立地誘導や、良好な住環境の誘導を図ることで、播磨町に住みたいと思う人の受け皿になるような魅力あるまちづくりを図ります。
- ・住宅密集地では、生活道路整備などにより安全性を促進するなど、良好で魅力ある住宅地づくりを図ります。
- ・浜幹線沿道では、後背の住宅地等における良好な住環境維持との両立が可能となるよう、生活サービス機能の立地を許容する住宅地の誘導を図ります。

イ. 商業系土地利用

- ・山陽電鉄播磨町駅周辺では、駅南側で公共公益施設の機能の維持・充実を図るほか、駅周辺で商業活性化に役立つ環境整備を図り、商業・サービス機能の維持・充実を促進します。

- ・すでに沿道サービス施設等が立地している国道 250 号（明姫幹線）、県道本荘平岡線の沿道を中心に、周辺の住環境との調和に留意しながら、商業・サービス機能の維持・充実を促進します。

ウ. 工業系土地利用

- ・住宅地内に立地する工場等については、敷地内緑化などによる周辺住宅地の住環境への配慮を働きかけます。

エ. 自然的土地利用

- ・農地やため池は、住民や来訪者がうるおいを感じられる緑のオープンスペースとして保全、活用を図ります。

オ. その他の都市的土地利用

- ・道路整備の必要性や実現化の再検討が必要となっている本荘加古線、二見尾上線沿道については、都市計画道路網の見直しに合わせた用途地域の見直しを検討します。

②都市交通に関する方針

ア. 公共交通

- ・山陽電鉄播磨町駅は、駅前広場や自由通路、エレベータ等の適切な維持・管理を図るほか、駅舎施設の適切な維持・管理を事業者に働きかけるとともに、利用環境の向上を図ります。
- ・関係機関と調整しながらバス交通の維持・充実を検討します。

イ. 道路

- ・幹線道路である国道 250 号や県道本荘平岡線などとの調整を図りながら安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。
- ・町道については、限られた財源の中でより大きな整備効果を得るため、整備に当たっては費用対効果や安全性向上の観点等から優先順位を付け、効率的・効果的に事業推進を図ります。
- ・生活道路では、日常生活において歩行者・自転車が安全・快適に利用できる環境づくりを図ります。
- ・歩道の設置やカラー舗装化、道路照明、カーブミラー、道路標識の設置など、通学路をはじめとする歩行者・自転車が多く利用する空間の安全確保を進めます。



町道浜幹線



町道浜幹線

③都市環境および自然的環境に関する方針

ア. 都市環境に関する方針

- ・石ヶ池公園、秋ヶ池運動広場は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間であり、公共施設等総合管理計画および公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理による長寿命化、利用促進を行います。
- ・喜瀬川は、播磨町の豊かな環境を感じられる水・緑資源として適切な維持・管理を行います。また、播磨町の南の玄関口であり、多くの人が利用する山陽電鉄播磨町駅周辺との回遊性強化を含め、整備のあり方を検討します。
- ・水田川は、宮西橋から水田橋まで整備された遊歩道・植栽等を適切に維持・管理するほか、住民が楽しめる川沿いの回遊路を拡大するため、上流での広域河川改修事業の進捗に合わせて、関係機関との調整により道路整備を検討します。
- ・住宅地内の広場等について、住民の憩いの場として適切な維持・管理を要請します。
- ・道路、公園をはじめとする公共施設や多くの人が利用する公共建築物を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。
- ・地域との協議のもと、安全・安心なまちづくりを進めるため街灯の設置を促進します。
- ・住宅地では、記念樹配布事業を多様化させることにより、生け垣や宅地内での庭木等による緑化を促進します。
- ・上水道施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進めます。
- ・公共下水道（污水）を計画的に整備し、水質改善による快適な生活環境を目指します。



石ヶ池公園

イ. 自然的環境に関する方針

- ・石ヶ池、上の池、向ヶ池、大池、秋ヶ池、布池は、生態系を育む場として保全するほか、住民等が安全に水に親しめる憩いの場として整備・活用を検討します。
- ・公園・緑地等の資源を生かした「水と緑の回遊軸」に関して、歩行者系道路や休憩スペースを整備するなど、住民が日常的に自然の豊かさを感じられる回遊路づくりを検討します。
- ・市街化区域内の農地は、農地の多面的な機能を評価し、残存する農地を良好に維持するため、保全・活用の手法を検討します。
- ・遊休農地等については「農地バンク」の活用や、レクリエーション農園としての利用を促進します。

④市街地整備に関する方針

- ・山陽電鉄播磨町駅周辺において、公共公益施設について利用環境の向上を図ります。
- ・住宅密集地では、住民との協働による地域環境の改善に役立つ生活道路やオープンスペース、緑地の整備により、良好な市街地形成に向けて、魅力あるまちづくりを図ります。

- ・開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。
- ・古宮第1地区では、引き続き地区計画を活用し良好な住宅地の形成を図ります。

⑤都市防災に関する方針

- ・道路、橋梁については、道路路盤性状調査や橋梁長寿命化点検を実施し、修繕計画の立案と実施に向けた維持・管理を図ります。
- ・県道明石高砂線以南では、安全性を高めるため、地域の自主的なまちづくりへの支援を基本に、住宅密集地の改善および災害時の避難路等を地域とともに検討します。
- ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。
- ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の活性化等を図り災害時に迅速に対応できる体制づくりを進めます。
- ・本荘雨水ポンプ場は、令和2年度に長寿命化工事が完了しており、引き続き適切な維持・管理を行います。また、雨水幹線を整備し、浜田雨水ポンプ場を新設します。

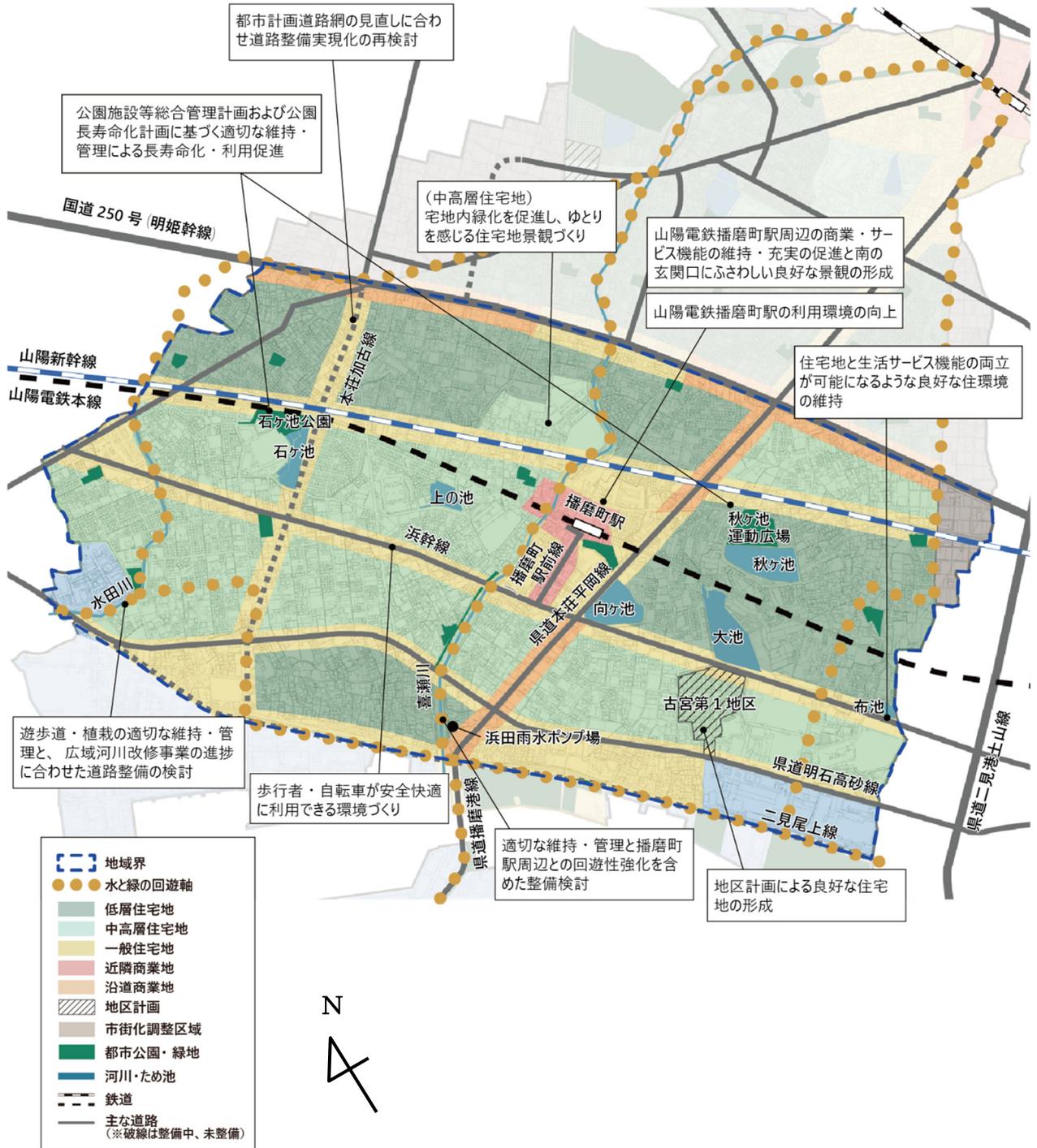
⑥景観形成に関する方針

- ・山陽電鉄播磨町駅周辺では、播磨町の南の玄関口にふさわしい景観づくりを図ります。
- ・住宅市街地では、宅地内緑化を促進し、ゆとりを感じる住宅地景観づくりを図ります。
- ・幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の維持・整備、沿道景観の誘導等により、良好な景観の形成を図ります。
- ・県道本荘平岡線は、景観に配慮した歩道や街灯、植樹帯の整備を行っており、引き続きシンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみ形成を県へ働きかけます。
- ・農地やため池は住民がうるおいを感じる資源として、農業施策と調整し、保全や環境整備を図ります。また、景観作物の作付けを農業者に働きかけます。
- ・住民が水辺を身近に感じられるよう、喜瀬川と水田川の遊歩道の維持・管理により川辺の景観を保全します。

中部地域の地域づくりの方針図

主なポイント

- ・ 良好な住宅地形成
- ・ 行政サービスの中心地としての役割
- ・ 住宅密集地における生活道路のあり方

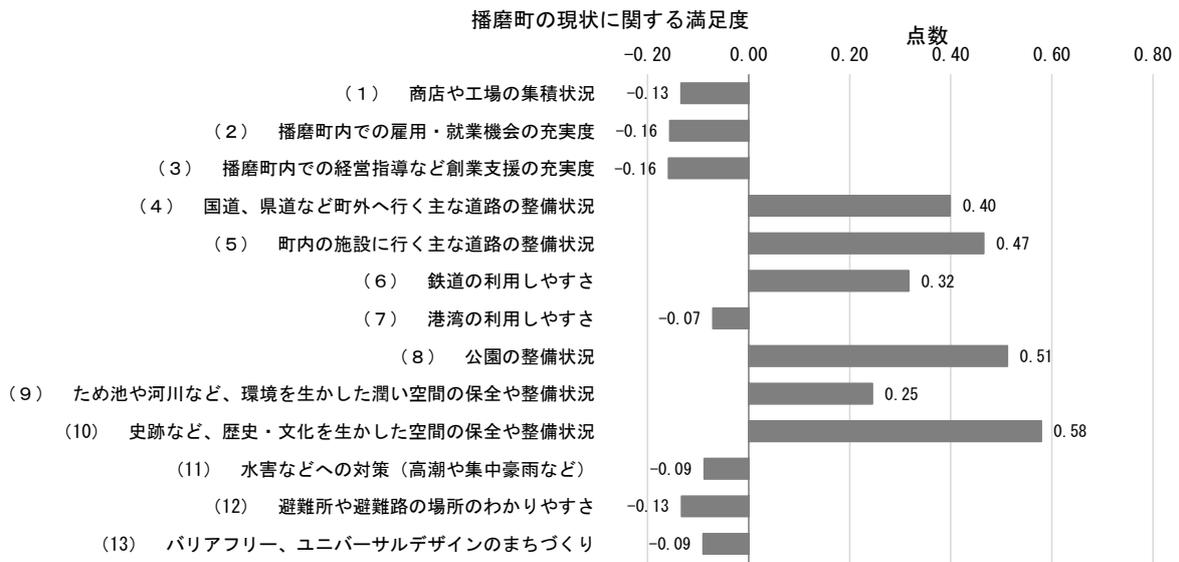


4 南部地域の方針

(1) 地域特性と課題

<地域の概況>

- ・区域の多くは新島、東新島の人工島が占めており、立地する工場が播磨町の雇用や税収の多くを支えています。
- ・全域が市街化区域であり、主に工業系の土地利用がなされており、比較的規模の大きな工場が多数立地しています。また、沿岸部を中心に、公園やレクリエーション施設が複数整備されています。
- ・主要道路は、南北方向では県道東播磨港線が人工島と内陸部を結んでいます。



事業者意向調査（令和2年10月に町内企業100社を対象に実施）より

※満足度は、回答者割合に「満足 (+2)」、「どちらかという満足 (+1)」、「どちらでもない (0)」、「どちらかという不満 (-1)」、「不満 (-2)」で点数をつけ、その合計値を数値化しています。

- ・事業者に対するアンケートでは、道路の整備状況、公園や歴史・文化資源を生かした空間の整備状況に関しては高評価となっていますが、「播磨町内での雇用・就業機会の充実度」、「播磨町内での経営指導など創業支援の充実度」などの経営・操業に関する項目、「避難所や避難路の場所のわかりやすさ」などの安心・安全に関する項目について、評価が低い結果となっています。

<地域の課題>

- ・港湾機能の維持・強化による工場地の活力向上
- ・公園やレクリエーション施設の活用と適切な維持・管理
- ・事業者が安全・安心に操業できる環境の確保

(2) 将来像と地域づくりの目標

①南部地域の将来像

産業とレクリエーション施設がまちの活力を生み出す、
安全で、働きやすく、うるおいを感じるまちづくり

②南部地域の目標

ア. まちの活力を生み出す工場地づくり

南部地域には、重要港湾 東播磨港が立地しています。港湾機能の強化等により、播磨町の雇用を生み出す工業地としての機能向上を目指します。

イ. うるおいとにぎわいを創出するまちづくり

南部地域には公園やレクリエーション施設が多数立地しています。これらの有効活用を図り、住民や来訪者、地域で働く人々がうるおいや楽しみを感じられるまちづくりを目指します。

ウ. 安全・安心に働ける環境づくり

南部地域は沿岸部に位置しており、津波や高潮等の災害による被害の危険性があります。住民や事業者の安全を守るため、海岸施設や避難所、防災ネットワーク等の機能強化を図ります。

(3) 地域づくりの目標

①土地利用に関する方針

ア. 工業系土地利用

- ・重要港湾 東播磨港の整備を図るほか、周辺の道路整備により輸送や通勤の利便性を高めます。また、公園等の施設の維持・管理により、働きやすい環境づくりを支援します。
- ・東播磨港 播磨地区の新島で臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例（兵庫県）に基づき、適切な建築規制等を行います。
- ・工場立地法の緑地面積率等を緩和することで、町内工場の流出防止や既存企業の設備投資を促進し、地元産業の活性化を図ります。

イ. その他の都市的土地利用

- ・浜田公園、望海公園等の沿岸部の公園は、スポーツ・レクリエーションの拠点として環境や機能の維持・充実を図ります。

②都市交通に関する方針

ア. 公共交通

- ・鉄道駅へのアクセスや通勤、買い物等の日常生活で利用しやすい交通環境づくりのため、関係機関と調整しながらバス交通の維持・充実を検討します。

イ. 道路

- ・県道東播磨港線は、内陸部と新島を結ぶ重要な道路であり、関係機関と調整しながら関連する道路網の適切な維持・管理を図ります。また、町道については、限られた財源の中でより

大きな整備効果を得るため、整備に当たっては優先順位を付け、効率的・効果的に事業を進めます。

ウ. 港湾・漁港

- ・東播磨港は、臨海工業地帯における重要な物流拠点として、物流面を中心とした港湾機能の維持・強化を図ります。
- ・阿閑漁港と古宮漁港は、漁業活力の維持等のため、播磨町漁業協同組合とともに適切な維持・管理を行います。



古宮漁港

③都市環境および自然的環境に関する方針

ア. 都市環境に関する方針

- ・浜田公園、新島中央公園、望海公園、新島南緑地、古宮浜緑地と新島中央幹線緑地の適切な維持・管理と利用促進を行います。
- ・道路、公園をはじめとする公共施設や多くの人々が利用する公共建築物を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。
- ・播磨町と加古川市・高砂市・稲美町の2市2町による広域事業として、令和4年4月より高砂市にて広域ごみ処理施設が稼働することから、播磨町塵芥処理センター横に中継施設を建設し同時期からの稼働を図ります。
- ・上水道施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進めます。



うみえーる広場

イ. 自然的環境に関する方針

- ・海辺や漁港、公園・緑地等の資源を生かした回遊ネットワークルートを設定し、歩行者系道路や休憩スペースを整備するなど、住民が日常的に地域の豊かさを感じられる回遊路づくりを行います。



播磨町塵芥処理センター

④市街地整備に関する方針

- ・二見尾上線については、播磨臨海地域道路の動向や地元のニーズ、必要性の検証などを踏まえながら今後の整備の在り方を検討していきます。

⑤都市防災に関する方針

- ・新島へのアクセス道路である播磨大橋の点検や適切な維持・管理を県へ働きかけます。
- ・沿岸部における津波や高潮対策として、防潮堤、堤防、水門等の海岸施設の維持・管理を図ります。また、今後の対策については関係機関と連携し検討します。なお、新島・東新島に

位置する工業地では、事業者等からの要望を踏まえ、海岸災害対策を関係機関とともに検討します。

- ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や防災訓練の実施・自主防災組織の活性化等を進めます。
- ・平成 27 年に策定した「新島における防災対策に係る基本方針」に基づき、緊急避難方法等について今後も新島連絡協議会と協議を進めます。

⑥景観形成に関する方針

- ・幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の維持・整備、沿道景観の誘導等により、良好な景観の形成を図ります。
- ・県道東播磨港線および町道新島中央幹線沿道は、シンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみ形成を図ります。
- ・沿岸部は、防災面に配慮しつつ、レクリエーション施設と一体となった、町内外の人々が訪れたいくなる景観整備を検討します。
- ・古宮漁港や阿閑漁港は身近な水辺空間であり、引き続き施設の維持・管理等により海辺の景観を保全します。

南部地域の地域づくりの方針図

主なポイント

- ・拠点工業地の維持・整備による雇用の基盤の確保
- ・レクリエーション拠点の維持・整備
- ・町内工場の流出防止・地元産業の活性化



第6章 計画の実現化方策

都市計画マスタープランの実現には、行政が積極的な取組を推進することはもちろんのこと、住民や事業者も主体的にまちづくりに参画し、住民、事業者、行政がお互いの役割を理解し協力しあいながら、協働してまちづくりを進めていくことが不可欠であることから、協働のまちづくりを推進するための取組方針を示します。

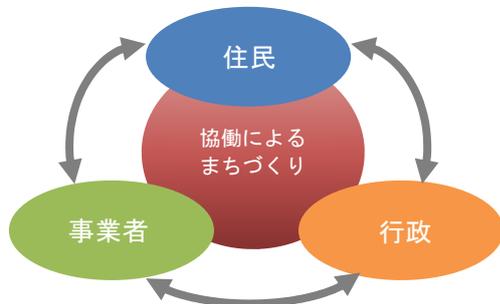
また、行政による事業・施策の取組方針や、まちづくりの成果を定期的に把握し、改善に結びつけるための取組など、都市計画マスタープランの運用・推進方策や進行管理方法を示します。

1 住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくり

まちづくりの主人公はそこで生活する住民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで播磨町をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識のもと、住民自らが自分たちの住むまちへの関心を高め、主体的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これからの播磨町のまちづくりは、住民や事業者が主体となり行政はこれらの活動を支援することも含め、住民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めていきます。



～ つなぎ つなげる まちづくり ～

<住民の役割>

- ・ここで言う住民とは、本町に居住する人のほか、本町に通勤・通学する人も含みます。
- ・住民は、まちづくりの主役として、現役世代だけでなく、次世代も含めたその地域のあり方やまちづくりに関する知識を身につけ、まちづくりへの理解を深めていきます。
- ・地域の魅力向上に向けて、様々な住民活動にも関心を持ち、積極的に参加します。

<事業者の役割>

- ・事業者とは、民間企業のほか、NPOや大学など、まちづくりに関わる団体を指します。
- ・事業活動を通して地域経済に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としてまちづくりに対する理解を深め、地域社会と調和を図りながら、公益的な活動に参加・協力します。

- ・開発などを行う場合は、町が目指すまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観に配慮しながら健全な事業活動を行います。
- ・事業活動を通じ、地域社会に専門知識、技術などの提供を行うことで、まちづくりの実現に貢献します。

<行政の役割>

- ・都市計画マスタープランに基づき、町の都市計画に関する事業の決定や見直し、都市基盤整備など行政でなければできない取組を推進します。
- ・町は都市計画を進めるにあたり、中心的な主体となりますが、町域を超える広域的な都市計画については、国や兵庫県、周辺市町および関係機関との連携・調整を図ります。
- ・住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどに取り組みます。

(2) 協働のまちづくりを支える取組の推進

令和2年10月に実施した住民アンケート調査によると、住民が現在参加している住み良い地域をつくるための自主的な取組について聞いたところ、無回答が67.8%となり、多くの人のまちづくりへの関心が高いとは言えない現状が明らかとなりました。このため、先に整理した各主体の役割に基づく協働のまちづくりを支えるための取組を進めます。

①都市計画マスタープランの周知

まちづくりや都市計画に対する住民や事業者の意識を高め、まちづくりへの積極的な参加を促すとともに、お互いに町の将来像を共有するため、都市計画マスタープランの周知に努めます。

②まちづくりに関わる情報の提供

住民のまちづくりに対する意識の向上や町が抱える課題等を共有するとともに、都市計画の役割、効果などの理解を促すために自治会を通じて必要な情報の提供に努めます。

都市計画の指定状況や事業の進捗状況、まちづくり支援制度、まちづくり活動の事例などについて、広報やインターネットなどの多様なメディアを活用して住民に発信し、情報共有を図ります。

③まちづくり活動の主体づくり

これまでの地域のまちづくり活動は、地縁団体である自治会が主な中心的役割を果たしてきましたが、近年、ライフスタイルや住民ニーズの多様化などを背景にNPO活動やボランティア活動などが活発化しており、住民のまちづくりに対する関わり方も多様化しています。

このため、引き続き自治会を地域のまちづくりの中心的な担い手として位置づけつつ、NPOやボランティア組織など、様々なまちづくりに関わる組織の設立を促すとともに、まちづくりの担い手の育成を図ります。

④住民主体のまちづくり活動の支援

本町では、住民協働事業や地域活性化事業などにより、多様な住民のまちづくり活動を支える施策に取り組んでいます。

様々なまちづくり活動の団体や担い手の出会いや交流も含めた多様な活動などの活性化を図り、より良いまちづくりを推進するため、これらの施策を活用した住民主体のまちづくり活動を支援します。

⑤住民発意のまちづくり制度の活用促進

住民が求める暮らしを実現するためには、そこに暮らす住民自らが地域の将来像を共有し、その実現に向かって住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとで、一步を踏み出すことが大切です。

このような考え方を実現するため、都市計画の決定や変更を土地所有者などが行政に提案できる都市計画提案制度、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める地区計画制度、関係権利者全員で基準を定め守っていく各種協定制制度など、様々な制度があります。今後、住民、事業者、行政の協働によるきめ細やかなまちづくりに向けて、地域の合意形成に基づくこうした制度の活用を進めていきます。

2 効率的な都市計画行政の推進

(1) 推進体制の確立

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、都市計画、土木、建築、環境、地域コミュニティなど、様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。関係分野を所管する部署間の情報共有や調整の場を設置し、推進体制を確立します。

(2) 個別計画の策定、見直し

本町では、これまで都市計画マスタープランによるまちづくりを推進するため、都市計画道路や地区計画などの個別計画について見直しや導入を進めてきました。今後も引き続き既存の計画の見直しを進めるとともに、必要に応じて新たな計画を策定します。

(3) 財政基盤の確立

各種の事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(4) 民間活力の積極的な導入

効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備・更新、維持・管理に民間企業のノウハウや資本などを活用するなど、積極的な民間活力の導入を促進します。

(5) 広域的な連携・協力体制の強化

骨格的な道路整備などの広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、住民、事業者、町の連携だけでなく、国や兵庫県、周辺市町および関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策を推進します。

3 都市計画マスタープランの進行管理

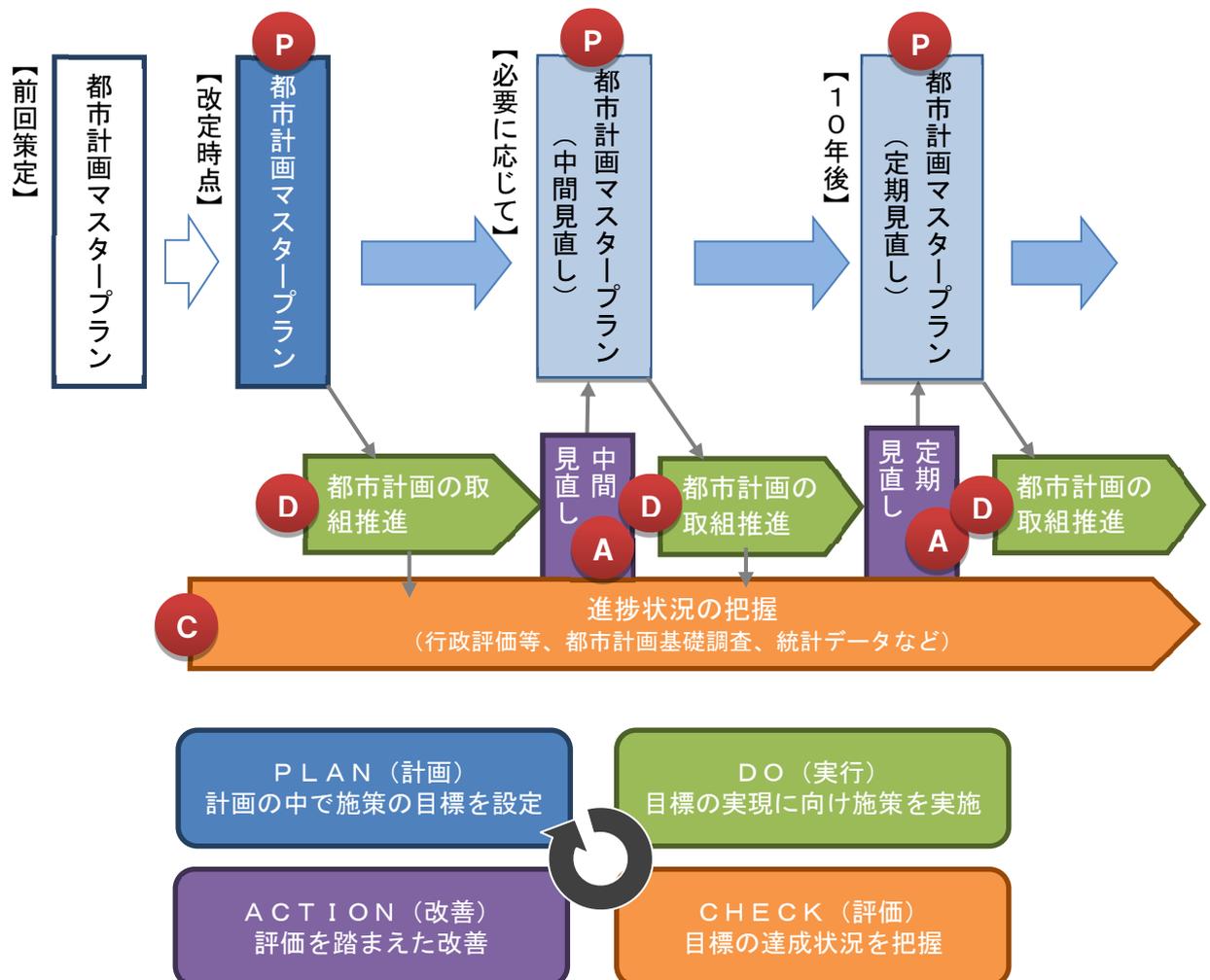
(1) PDCAサイクルの運用

都市計画マスタープランによる着実な都市計画行政を実現するには、計画の進行管理が重要です。都市計画マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCAサイクルにより検証するとともに計画の見直しを行います。

施策・事業の進捗状況の把握に努め、10年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。ただし、施策や事業を進める過程で、社会経済情勢の変化などにより、新たな課題が発生した場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

進捗状況や見直しの過程については、広報やホームページなどを通して公表します。

10年ごとのPDCAサイクルの進め方のイメージ



(2) 計画の見直し状況に関する情報の公開

計画の見直し状況は、適宜公開し、どのように見直し作業が進んでいるかわかるように公表します。

資料編

策定経緯

年月日	実施事項	主な議題・報告事項等
令和2年 10月	住民・事業者意向調査	—
12月25日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの基本的事項 都市計画マスタープラン見直しの前提
令和3年 1月27日	第1回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの基本的事項 都市計画マスタープラン見直しの前提 都市計画マスタープラン現行計画進捗状況の整理
2月9日	総務建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し
2月10日	令和2年度第1回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し
4月27日	第2回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの骨子案およびアンケート結果 都市づくりの課題
5月25日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの骨子案およびアンケート結果 都市づくりの課題 目指す将来像と都市づくりの基本的な方向性
7月27日	第3回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン全体構想骨子案第3章までのまとめ 第4章 都市づくりの方針
8月24日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン 都市づくりの方針
9月28日	令和3年度第1回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し
11月2日	第4回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 第5章 地域づくりの方針
11月9日	総務建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン骨子案について（第1章から第4章まで）
12月1日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第1章から第4章まで 第5章 地域づくりの方針 第6章
12月14日	関係機関（兵庫県東播磨県民局まちづくり建築課）協議	—
12月24日	令和3年度第2回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し

年月日	実施事項	主な議題・報告事項等
令和4年 1月12日 ～1月26日	パブリックコメント	—
1月19日	第5回ワーキンググループ (書面開催)	・都市計画マスタープランの素案について
2月10日	総務建設常任委員会	・都市計画マスタープランの素案について
2月17日	第5回策定委員会	・パブリックコメント結果 ・播磨町都市計画マスタープラン(案)
2月24日	令和3年度第3回都市計画 審議会	・播磨町都市計画マスタープラン(諮問・ 答申)
3月1日	町議会議決	—
3月	策定	—

用語解説

あ行

I C T	Information And Communication Technology の略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信技術を活用したコミュニケーション。
空家等バンク制度	町内にある空き家等の物件情報を公開し、空き家等の活用を促進するための制度
S D G s	Sustainable Development Goalsの略語。平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のこと。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するための2016年から2030年までの国際社会の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されている。
N P O	Nonprofit Organization の略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や住民活動団体などの民間非営利組織のこと。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる ための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み
オープンスペース	公園・緑地、農地、河川など、建築物や工作物が設けられていない土地。

か行

開発許可制度	まちの健全な発展と環境良好な住宅地の形成を図るため、開発事業に伴う事業者等への公共・公益施設整備の負担基準を定めたもの。
狭あい道路	一般には幅員 4m 未満の道路のこと。
協働	住民や各種団体、行政等の異なる主体が目標を共有し、共に協力して活動すること。
高規格道路	「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のこと。
公共下水道	各市町村が管理する下水道。一般に終末処理場を有するか流域下水道に接続する。
交通空白地帯	駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のこと。
高度地区	都市計画法に定められた地域地区の1つで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区。

さ行

災害時要援護者	高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に市街化を促進する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、優良な農地や自然環境を保全するため、または公共施設の整備が不十分な市街地が虫食い状に広がっていくのを防止するために開発行為等を制限した区域。

市街地開発事業	都市基盤施設の整備と計画的な土地利用を面的に行い、良好な市街地を形成する事業のこと。土地区画整理事業や市街地再開発事業が該当する。
住区基幹公園	都市公園のうち、住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園。規模に応じて街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
重要港湾	国際戦略港湾および国際拠点港湾以外の、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。
ストックマネジメント	既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
総合防災マップ	事前に想定される被害を知り、住民等が防災対策を話し合うため、風水害（高潮・河川はん濫）、地震災害（建物倒壊・津波）のシミュレーション結果を地図上に表示したもの。

た行

地域地区	都市計画法に基づき、都市計画上必要な規制を定める地区。原則として市街化区域に定められ、用途地域や高度地区などに分類される。
地区計画	良好な環境の形成や保持、または比較的小規模な区域で合理的な土地利用を行うために都市計画法で定める制度。建築物の用途や敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定め、建築行為や開発行為を規制、誘導することができる。
低未利用地	適正な利用が図られるべきであるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない、または周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い土地。
都市計画区域	人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。播磨町は全域が指定される。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	歴史、風土、文化、産業などの地域特性を踏まえ、区域の発展の方向や人口、産業の現状および将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った将来像を明確にするとともに、個々の都市計画の根拠となり、その実現に向けての筋道を明らかにするための計画であり、各都道府県により定められる。おおむね20年後の都市の姿を展望し、原則として10年以内に実施を行う計画や事業を示す。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画として整備することが定められた道路。
都市施設	都市計画法により定められた、道路、公園、下水道などの、都市生活を営む上で必要となる施設。

な行

農地バンク	農地の有効利用を図るための施策で、各都道府県に農地中間管理機構を設け、遊休農地を新規就農者等に斡旋する。
-------	--

は行

バリアフリー 障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関する障がい（バリア）を取り除くこと。

P D C A サイクル マネジメント手法の一種で、計画を作成（P l a n）し、その計画を組織的に実行（D o）し、その結果を内部で点検（C h e c k）し、不都合な点を是正（A c t i o n）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

や行

ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、様々な人々が利用しやすいよう都市や施設等を含む、あらゆるものをデザインすること。

用途地域 都市計画法に定められた地域地区の1つで、土地の合理的な利用や市街地の環境の整備、都市機能の向上などを目的として、用途や容積などにより建築行為を規制誘導する区域。

ら行

ライフライン 電気、ガス、通信、上水道、下水道等の住民生活を支えるネットワーク状の施設。

立地適正化計画 人口減少や高齢化が進展していく中で、高齢者や子育て世帯にとって安心できる快適な生活環境を実現し、公共交通ネットワークと連携したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するために策定する計画のこと。

臨港地区 都市計画法で定められた地域地区の1つであり、区域内に分区を設定し、各分区の目的を著しく阻害する建築物の建築または用途変更が制限される。

編集・発行 播磨町都市計画グループ

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL : 079-435-0355 FAX : 079-435-3398

E-mail : keikaku@town.harima.lg.jp